

7月企画運営委員会次第

日 時 平成 27 年 7 月 23 日(木)10:30～
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について
 - (2) 平成 27 年度第 1 回保育園利用者相談室研修会について
 - (3) 平成 27 年度保育所等の「ヒヤリ・ハット」研修会について
 - (4) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 15-09 15-10 15-11 15-12
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

※9月企画運営委員会(予定)

平成 27 年 9 月 17 日(木)14:30～ 県社会福祉会館

なお、8月は企画運営委員会を開催しません。

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会次第

日 時 平成27年7月23日(木) 13:30 ～

場 所 ホテル・キャメロット・ジャパン

4階 フェアウインドⅡ、Ⅲ

1 開 会

2 主催者挨拶 一般社団法人神奈川県保育会理事長 萩原 敬三

3 出席者紹介

4 第1部 連絡協議会 (13:50 ～ 17:15) フェアウインドⅡ

議 題

○ 基調講演

「マイナンバー制度と個人情報保護」

講師 特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス

理事 奥津 茂樹氏

○ 質疑応答

○ 意見交換会

「新制度開始に伴うアンケート調査結果について」

5 第2部 情報交換・懇親会 (17:30 ～ 19:30) フェアウインドⅢ

6 閉 会

平成27年度

県・市町村連絡協議会

マイナンバー制度について

NPO 法人 情報公開クリアリングハウス

理事 奥津 茂樹 氏

平成27年7月23日（木）
ホテルキャメロットジャパン4F
主催 一般社団法人神奈川県保育会
横浜市神奈川区沢渡4-2
TEL045-311-8754

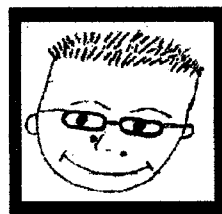
マイナンバー制度と 個人情報保護

2015年7月23日 (木)

神奈川県保育会

NPO法人「情報公開クリアリングハウス」
理事 奥津茂樹

簡単な自己紹介



予備校講師

駿台予備学校論文科講師
医系 & 社会科学系を担当

書く仕事

月刊ガバナンス(ぎょうせい)
連載コラム(2001年～)

話す仕事

市町村アカデミー、日本経営
協会等での研修・講演

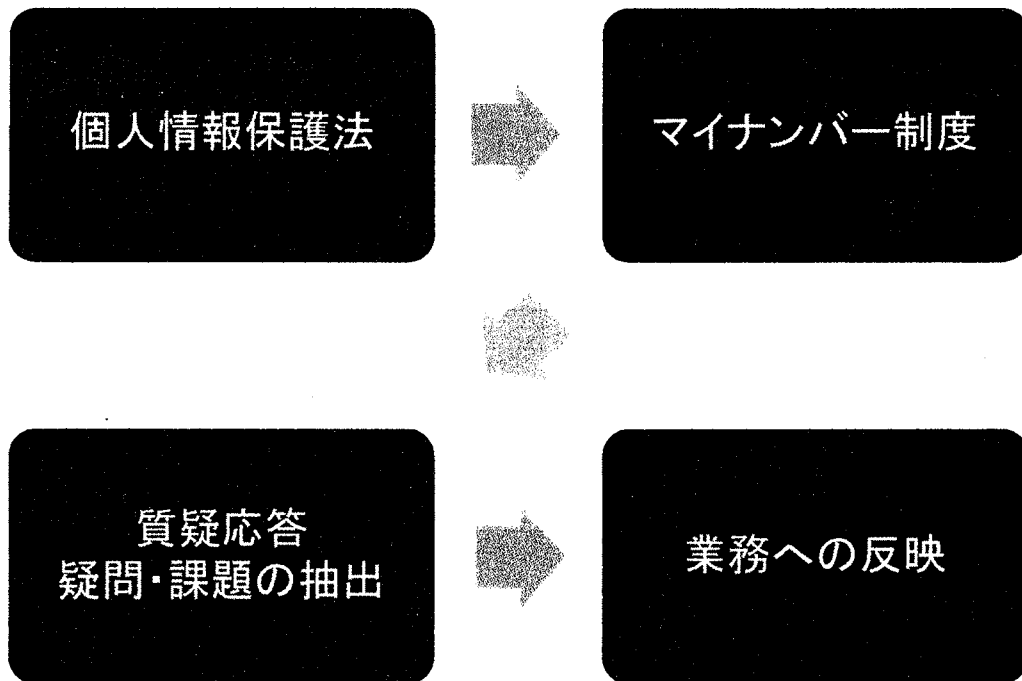
読む仕事

自治体、企業の採用、昇格・
昇給論文の審査

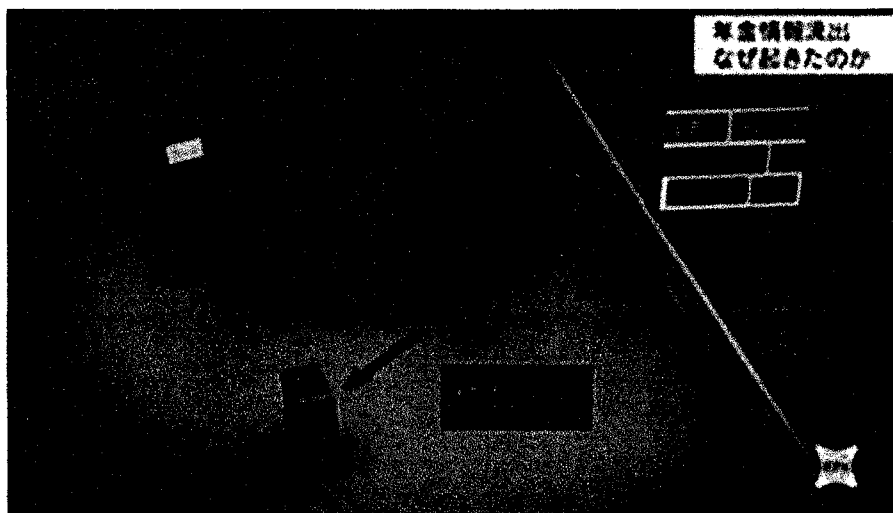
他の仕事

NPO+地元のさくら祭り運営
等のボランティア

本日の講演の流れ



はじめに: 最近の話題から



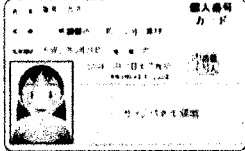
NHKクローズアップ現代2015年6月9日
「年金情報流出の衝撃～あなたは大丈夫?～」

背景：社会保障・税番号の導入

個人番号カードは様々な用途で利用可能です。


様式

表紙(裏)



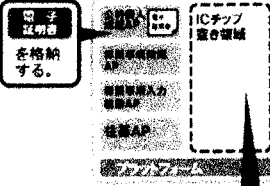
○ 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏紙(表)



○ 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される


ICチップ内のAP構成



電子証明書
を格納
する。

市町村等が用意した独自APを
搭載するために利用する。

申請・交付スケジュール

H27.10月	H27.10.3~12月	H28.11月~
マイナンバーの付番	マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。	各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市区町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。 ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 交付手数料について無料。 ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。 ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

標的型メール対策(藤沢市)

YouTube^{JP}

当日の資料を以下年金機構 情報流出
ご活用いただけただけは幸い
「標的型メール」か

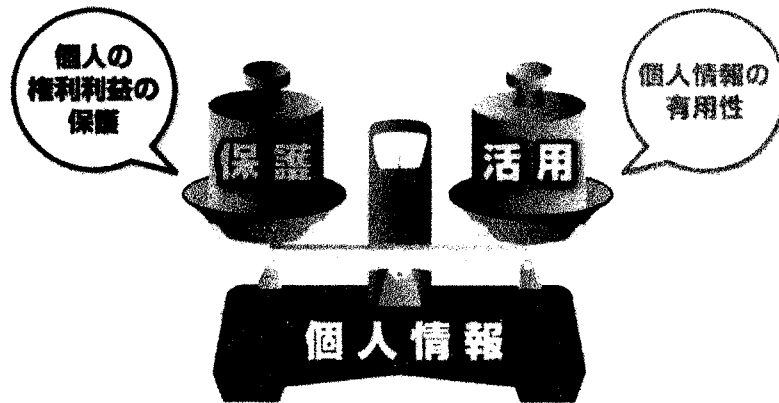
<http://p.tl/8q6G>

よろしくお願ひいたしま

藤沢市立女子立小妻木町七丁目三丁目

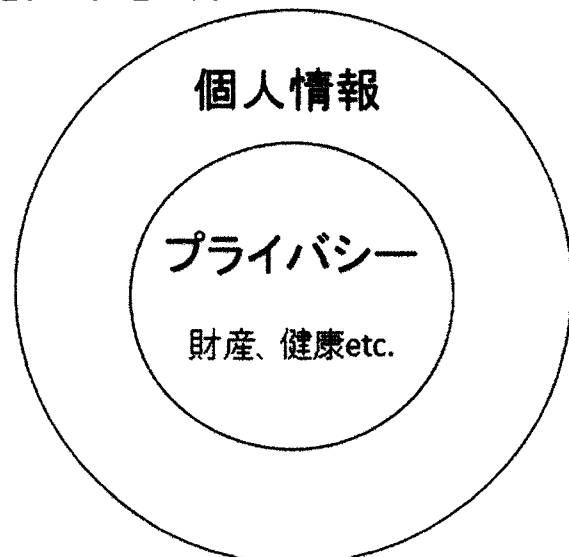
個人情報保護法①: 目的

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、…個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。



個人情報保護法②: 定義

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。



個人情報保護法③:管理

第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。



三重県伊勢市常盤町の市立早修幼稚園(松平博道園長)で、園児24人全員の個人情報が記載された「家庭調査票」が盗まれ、その後、2軒の園児宅が相次いで空き巣被害に遭っていたことが、7日までに分かった。(読売新聞2003年5月8日 中部朝刊)

個人情報保護法④:利用

目的の 特定

第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

目的 による 制限

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

個人情報保護法⑤: 罰則

条文	違反行為	罰則
第56条	主務大臣の命令に違反した	6ヶ月以下の懲役 または30万円以下の罰金
第57条	主務大臣に報告をしなかった 主務大臣に虚偽の報告をした	30万円以下の罰金

改正案83条

…業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

個人情報保護法⑥: 改正案の概要

個人情報の定義の明確化

- ・個人情報の定義の明確化(身体的特徴等が該当)
- ・要配慮個人情報(いわゆる機微情報)に関する規定の整備

適切な規程の下で個人情報の有用性を確保

- ・匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

個人情報の保護を強化

- ・トレーサビリティの確保(第三者提供に係る確認及び記録の作成義務)
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設

個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

個人情報の取扱いのグローバル化

- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

その他改正事項

- ・本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化
- ・利用目的の変更を可能とする規定の整備
- ・取り扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

マイナンバー制度：ポータルサイト

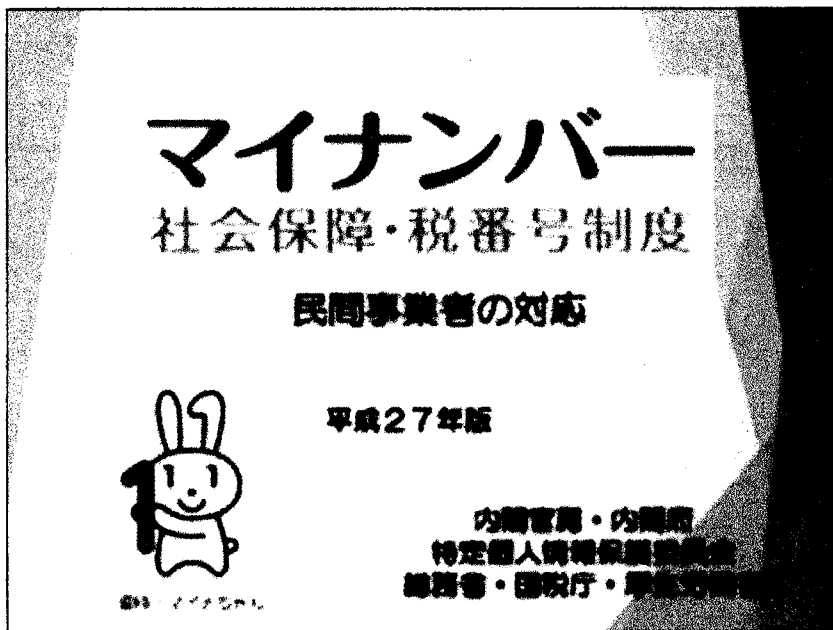
- ・ 関連情報が掲載されています

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



マイナンバー制度：事業者説明資料

- ・ 本日の配布資料です



マイナンバー制度①:概要

- 番号の内容・性格 (P.2)
- 番号の利用分野 (P.3)
- 番号の利用例 (P.4)
- 制度の導入目的 (P.5)

マイナンバー制度②:事業者への影響

- スケジュール (P.8)
- 事業者における利用 (P.9)
- 税務関係の利用例 (P.10~15)
- 社会保障関係の利用例 (P.16~22)

マイナンバー制度③：制限と留意点

- 制限の概要 (P.27)
- 目的明示と本人確認 (P.23)
- 番号・本人確認の方法 (P.24)
- 本人確認の要否 (P.25)

マイナンバー制度④：個人情報保護

- 全体像 (P.7)
- 委託時の留意点 (P.28)
- 安全管理措置 (P.29)
- 保管(廃棄)の制限 (P.30)

マイナンバー制度⑤: 主な罰則A

個人番号を利用する者に関する罰則

条文	違反行為	罰則
第67条	正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供(個人番号利用事務等に従事する者等)	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科
第68条	不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用(個人番号利用事務等に従事する者等)	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科
第69条	情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用(情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者)	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科
第71条	特定個人情報記録された文書等を収集(国の機関等の職員)	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

マイナンバー制度⑤: 主な罰則B

個人番号等を不正に取得する行為等に対する罰則

条文	違反行為	罰則
第70条	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
第75条	偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受ける行為	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

講座の振り返り①:疑問点の確認

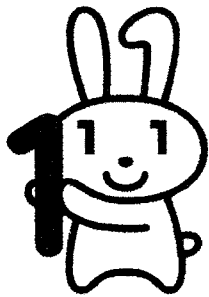
	何か質問は ありませんか？	

講座の振り返り②:課題の発見

	職場の課題は 何ですか？	

マイナンバー 社会保障・税番号制度

民間事業者の対応



愛称：マイナちゃん

平成27年5月版

内閣官房・内閣府
特定個人情報保護委員会
総務省・国税庁・厚生労働省

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことが期待されます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

平成27年10月以降、国民の皆さま一人一人にマイナンバー（個人番号）が、通知されます。

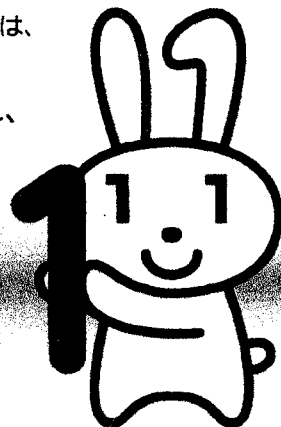
- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。

- ※ 国外に滞在し、住民票のない方にはマイナンバーは付番されません。帰国して住民票が作成される際にマイナンバーの指定や通知が行われます。
- ※ 外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、マイナンバーが付番されます。

- ・法人には、1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、どなたでも自由に使用できます。

マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。

- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

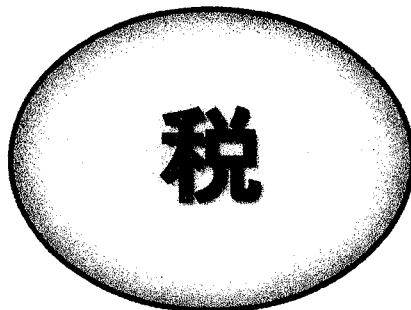
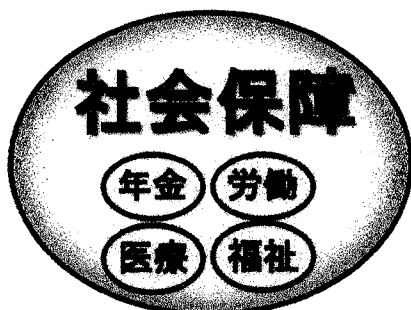


2

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。



- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

3

マイナンバーは様々な場面で利用します。



毎年6月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提示します

厚生年金の裁定請求の際に
年金事務所にマイナンバーを提示します

証券会社や保険会社等はマイナンバーの
提示を受け、法定調書等に記載します

金融機関

顧客の個人番号を法定調書等に記載して税務署などに提出します

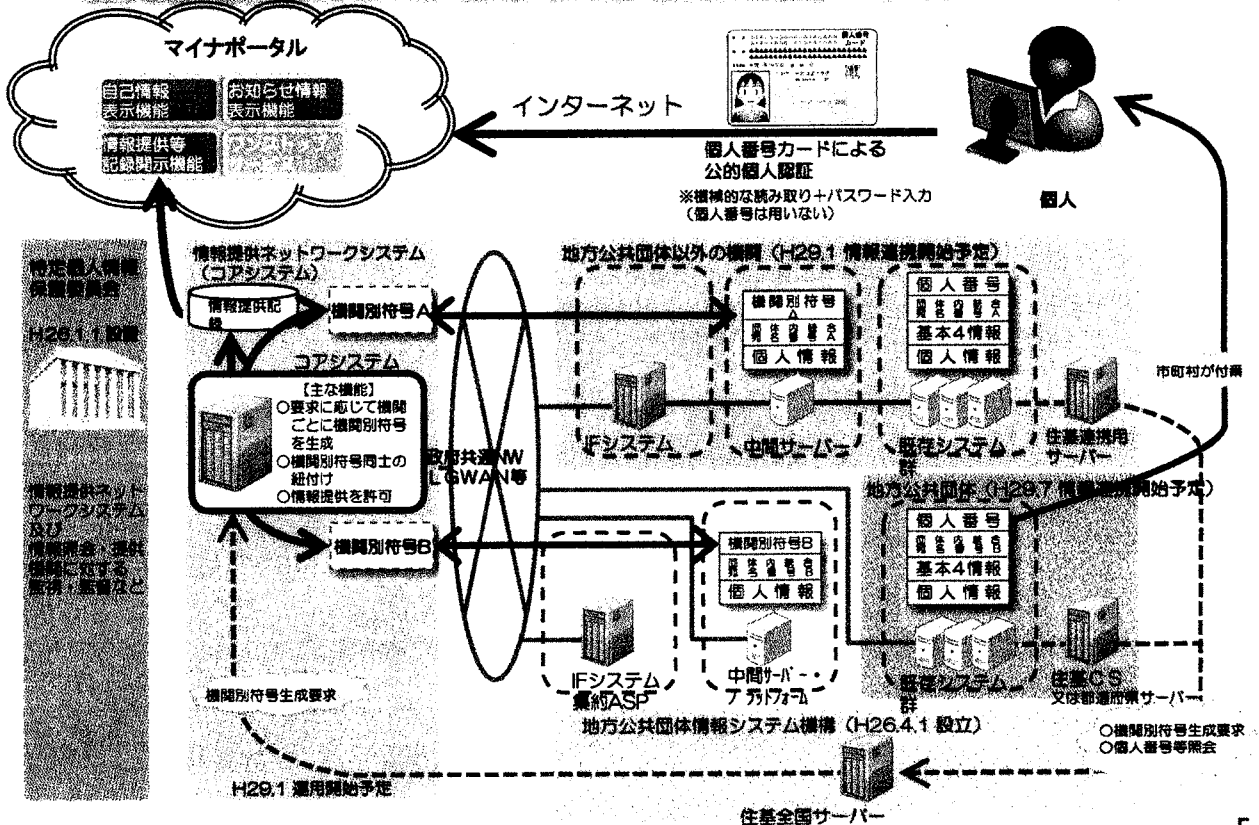
勤務先はマイナンバーの提示を受け、
源泉徴収票等に記載します

勤務先

従業員やその扶養家族の個人番号を源泉徴収票等に記載して税務署や市区町村に提出します

国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

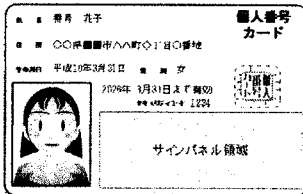
情報連携により国民の負担軽減が実現します。



個人番号カードは様々な用途で利用可能です。

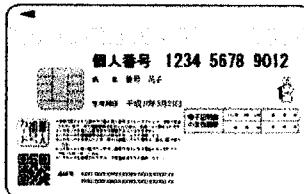
様式

表面(案)



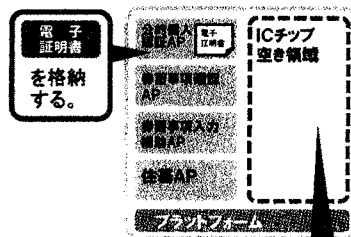
- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面(案)



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

ICチップ内のAP構成



市町村等が用意した独自 **アプリ** を搭載するために利用する。

申請・交付スケジュール

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市区町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料について無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

個人情報に対する国民の懸念に対応します。



番号制度に対する国民の懸念

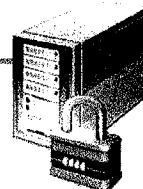
- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要です。



2015年
(H27年)

(10月)

2016年
(H28年)

2017年
(H29年)

制度

事業者の対応

個人番号の通知
通知・公表

個人番号カードの交付

個人番号の利用開始

マイナポータル
運用開始

制度開始に向けた準備
(社内規程の見直し、システム対応、
安全管理措置 等)

従業員の個人番号カード
交付申請取りまとめが可能

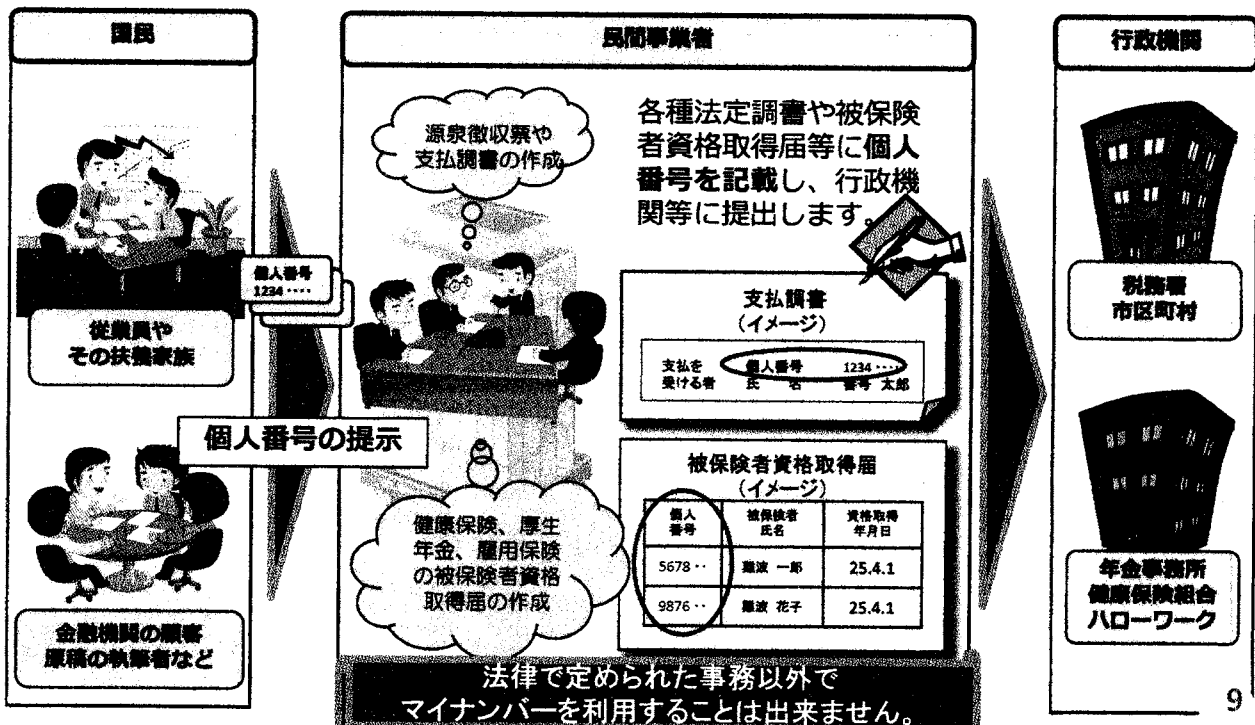
- 【番号の取得・本人確認、調書の作成など
早期に番号が必要となる場面の例】
- ・年始めに雇う短期アルバイトへの報酬
 - ・講演・原稿作成等での外部有識者等への報酬
 - ・3月の退職
 - ・4月の新規採用
 - ・中途退職

従業員等の
番号取得
開始可能

申請書・申告書・調書等
順次番号記載開始
(※厚生年金・健康保険は、
平成29年1月～)

従業員研修等

民間事業者も、税や社会保障の手続で、 マイナンバーを取り扱います。



税務関係書類の主な変更点は以下のとおりです。



法定調書に関する事務での取扱（法定調書の主な変更点）

(例) 番号制度導入前

番号制度導入後のイメージ

支払を受ける者に加えて、控除対象配偶者や扶養親族等の個人番号の記載が必要。

「支払者」の個人番号又は法人番号を記載（本人交付用には記載しません(注)）。

平成27年3月31日現在のイメージです。確定様式ではありません。着色した部分については特に変更の可能性がありません。

主な変更点

- 様式の大きさが、A6サイズからA5サイズに変更になります。
- 支払を受ける者等の番号欄が追加されます。

(注) 給与所得の源泉徴収票には、税務署提出用と本人交付用がありますが、本人交付用には、支払者の個人番号又は法人番号は記載しないこととなっています。

税務関係書類の主な変更点は以下のとおりです。



源泉所得税、個人住民税に関する事務での取扱（給与等の支払者等が提出を受ける書類の主な変更点）

(例) 番号制度導入前

番号制度導入後のイメージ

給与の支払者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されます。

給与所得者の「個人番号」欄が追加されます。

控除対象配偶者や扶養親族の「個人番号」欄が追加されます。

平成27年3月31日現在のイメージです。確定様式ではありません。左記イメージは今後変更が予定されています。

主な変更点

- 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、給与所得者本人、控除対象配偶者及び扶養親族等の個人番号の記載が必要となります。
- この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、給与等の支払者の個人番号又は法人番号をその申告書に付記する必要があります。
- 給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者が個人番号を記載する書類は、ほかにも以下のものなどがあります。「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

税務関係書類へのマイナンバーの記載及びマイナンバーが記載された申告書等の提出の時期は、以下のとおりです。



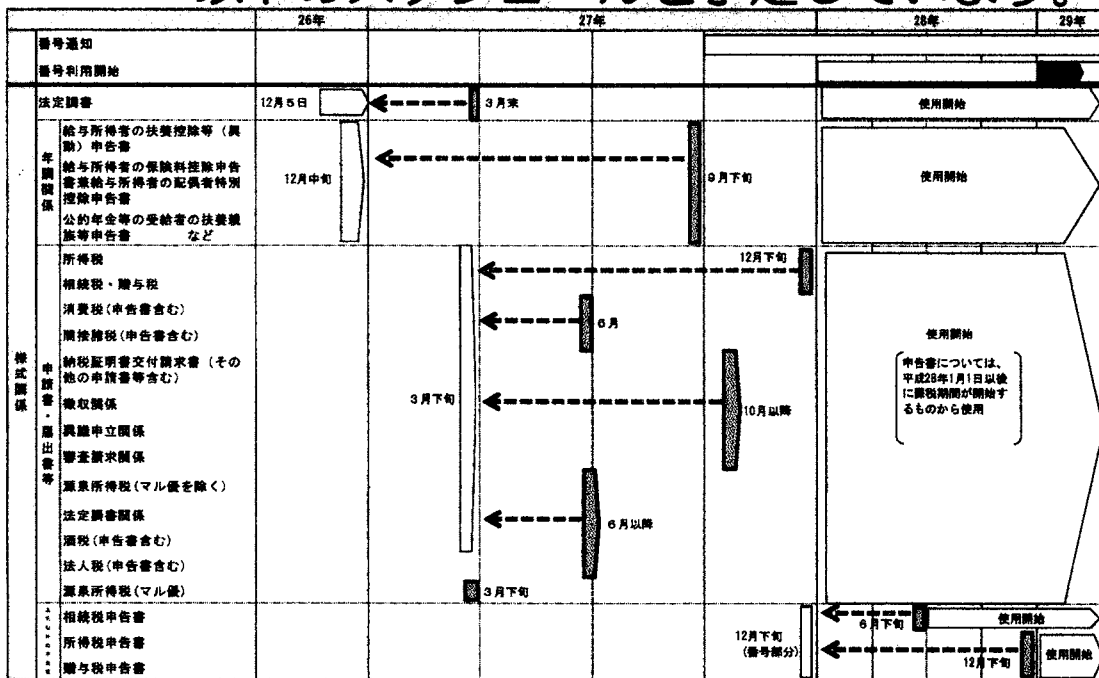
番号制度導入後（平成28年1月1日以降）は、申告書・法定調書等の提出に当たり、当該提出者等に係る番号を記載します。

税務関係書類への一般的な場合の番号の記載及び提出時期は以下のとおりです。

		記載対象	番号の記載及び提出時期（一般的な場合）
所得税	(国税)		
個人住民税	(地方税)	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合 ⇒平成28年分の確定申告書（平成29年2月15日から3月15日まで） （個人住民税及び個人事業税は平成29年3月15日まで）
個人事業税	(地方税)		
法人税	(国税)		
法人住民税	(地方税)	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで（延長法人は平成29年3月31日まで）
法人事業税	(地方税)		
法定調書	(国税)	平成28年1月1日以降の金融等の支払等に係る法定調書から（注）	(例) 平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
支払報告書	(地方税)	平成28年分の支払報告書から	(例) 平成28年分給与支払報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	(国税・地方税)	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期日

(注) 平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したもののみなされる取引」に基づき、同日以後に金融等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金融等の支払等の時までの間に行うことができます。

国税関係の様式イメージの公表は、以下のスケジュールを予定しています。



※1 [] は、番号を記載する様式の一部についての事前の情報提供時期を表しています。

[] は、省令又は法令解釈通達等による様式の確定時期を表しています。

※2 このスケジュールは、税制改正その他の状況により変更となる場合があります。

社会保障関係の申請書等に、マイナンバーを記載して提出します。



従業員の給与・福利厚生



主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条

社会保障関係書類(事業主提出)へのマイナンバーの記載時期は、以下のとおりです。



分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等	平成28年1月1日提出分～
	以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	
健康保険・厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届 等	平成29年1月1日提出分～
	以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等(※)	平成28年1月1日提出分～

※ 厚生年金保険・健康保険の新規適用届と事業所関係変更届については、厚生年金保険制度等の改革の一環として、平成27年6月から新たに「会社法人等番号」の記載をさせていただくこととしています。この「会社法人等番号」の記載欄は、平成28年1月からはマイナンバー制度により国税庁長官が指定する「法人番号」の記載欄となります。

- 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要があります。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要があります。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定。
- この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いをする予定です。
- 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

雇用保険関連事務では、
現時点で以下の様式等の変更を予定しています。



●雇用保険関連事務(事業主提出関係)

変更される様式等
雇用保険被保険者資格取得届
雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付申請書 (注)
育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書 (注)
介護休業給付金支給申請書 (注)

●様式改正例(雇用保険被保険者資格取得届)

(注) 事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしています。

健康保険・厚生年金保険関連事務(適用関係)では、
現時点で以下の様式等の変更を予定しています。



●健康保険・厚生年金保険関連事務(適用関係)(事業主提出関係)

変更される様式等	変更される様式等	変更される様式等	変更される様式等
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届／厚生年金保険70歳以上被用者該当届	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届／厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届	健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書／変更(終了)届	厚生年金保険特例加入被保険者資格喪失申出書
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者不該当届	健康保険被扶養者(異動)届／国民年金第3号被保険者関係届	健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届	健康保険・厚生年金保険新規適用届
厚生年金保険被保険者資格喪失届／70歳以上被用者該当届	国民年金第3号被保険者関係届	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届	
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長)／終了届	厚生年金保険被保険者種別変更届	
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届	健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額相当額変更届	厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書	

※ 組合によっては、被保険者証の検認又は更新等において、個人番号を記入した書類の提出を求められることがあります。

健康保険関連事務（給付関係）では、 現時点で以下の申請書等の記載事項の変更 を予定しています。



●健康保険関連事務（給付関係）（事業主・本人提出関係）

申請書等の記載事項の変更	申請書等の記載事項の変更	申請書等の記載事項の変更
食事療養標準負担額の減額に関する申請	埋葬料（費）の支給の申請	特定疾病の認定の申請等
生活療養標準負担額の減額に関する申請	出産育児一時金の支給の申請	限度額適用認定の申請
療養費の支給の申請	出産手当金の支給の申請	限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等
移送費の支給の申請	健康保険法第百八条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出	高額療養費の支給の申請
傷病手当金の支給の申請	家族埋葬料の支給の申請	高額介護合算療養費の支給の申請等
		高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等

20

健康保険・厚生年金保険書類の 様式改正例（資格取得届）は以下のとおりです。



<表面>

被保険者の「個人番号」欄が追加されます。

<裏面>

<個人番号関連部分を拡大>
⑩個人番号
 必ず本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。海外在住や短期滞在等により個人番号がない方で、基礎年金番号がある場合は、基礎年金番号（10桁、左詰め）を記入してください。個人番号を記入できない場合は、「⑩住所」欄に住所と理由を必ず記入してください。

<個人番号関連部分を拡大>
お知らせ
 ・個人番号制度の導入に伴い、「⑩個人番号」欄に個人番号が記入されている場合、年金記録への氏名および住所の登録は、住民票に登録された情報をもとに事務処理を行います。よって、住民票に登録されている氏名・住所で決定通知書・保険証が発行されますのでご承知おきください。なお、この「資格取得届」受理以降、ねんきん定期便等の日本年金機構から被保険者本人へお知らせする通知書は、住民票に登録されている住所へ送付します。住民票に登録されている住所以外の場所へ送付を希望する場合は、別途「郵送先住所登録依頼書」をご提出ください。

©日本年金機構

※取扱いの詳細については、今後変更があり得ますので、ご了承ください。 21

事業主のみなさまからご質問の多い以下の社会保障関係の様式については番号制度施行に伴う様式変更は行いません。



健康保険に提出する様式	労働基準監督署に提出する様式
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険適用除外等該当・非該当届 ・健康保険 育児休業等取得者確認通知書 ・健康保険 育児休業等取得者終了確認通知書 ・健康保険 育児休業等終了時報酬月額改定通知書 ・健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証 ・健康保険 被保険者標準賞与額決定通知書 ・健康保険被保険者証 ・健康保険被保険者報酬月額改訂通知書 ・被保険者氏名変更 確認通知書 ・被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書 ・被保険者資格喪失確認通知書 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分) ・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(はり・きゅう) ・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(柔整) ・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(薬局) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(はり・きゅう) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(柔整) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(薬局)
ハローワークに提出する様式	年金事務所に提出する様式
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用) ・育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用) ・介護休業給付金支給・不支給決定通知書 ・雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書(安定所提出用/事業主控/本人手続用) ・雇用保険被保険者 氏名変更届受理通知書(被保険者通知用/事業主通知用) ・雇用保険被保険者 資格取得確認通知書(被保険者通知用/事業主通知用) ・雇用保険被保険者 資格喪失確認通知書(事業主通知用) ・雇用保険被保険者証 ・雇用保険被保険者転動届 ・雇用保険被保険者転動届受理通知書(事業主通知用/被保険者通知用) ・雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用/事業主控用) ・雇用保険被保険者離職票-2 ・雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用/事業主控用) ・高齢者雇用継続給付支給決定通知書(被保険者通知用) ・高齢者雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険 適用証明書 ・健康保険 標準賞与額決定通知書(訂正) ・健康保険 標準賞与額累計申出書 ・健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者終了確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 産前産後休業等取得者確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 資格喪失確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得・資格喪失等確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届 ・健康保険・厚生年金保険 被保険者標準賞与額決定通知書 ・健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬改定通知書 ・健康保険・厚生年金保険 資格取得確認および標準報酬決定通知書 ・厚生年金保険 70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額改定のお知らせ ・厚生年金保険 70歳以上被用者該当・不該当および標準報酬月額相当額のお知らせ ・厚生年金保険 70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額改定のお知らせ ・厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定および標準賞与相当額のお知らせ ・年金手帳

マイナンバーを従業員などから取得するときは、
利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示 (※) する必要があります。
(例) 「源泉徴収業務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。



※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認 (番号確認) と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認 (身元確認) を行います。

マイナンバー取得の際の本人確認では、
番号確認と身元確認を行います。

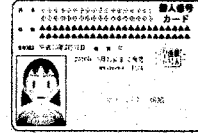


個人番号の確認

身元(実在)の確認



個人番号カード



通知
カード

or

住民票
(番号付き)



運転
免許証

or

パス
ポート

等

等

※ 上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で
作成したファイルの確
認



等

※ 上記が困難な場合は、健康保険の
被保険者証と年金手帳などの2以上
の書類の提示

※ 雇用関係にあるなど、人違いでな
いことが明らかと個人番号利用事務
実施者が認めるときは、身元(実在)
確認書類は要しない

等

24

従業員から扶養親族のマイナンバーを
取得する場合、民間事業者が扶養親族の
本人確認を実施する必要がある場合があります。



扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要

扶養親族のマイナンバーの本人確認は不要

国民年金の第3号被保険者の届出

扶養控除等申告書の提出

事業者への提出義務者

⇒第3号被保険者

※ 従業員は代理人などとなる

事業者への提出義務者⇒従業員

本人確認の必要性

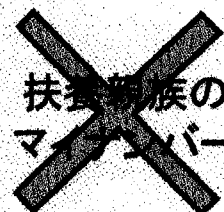
本人確認の必要性

従業員の
マイナンバー

扶養親族の
マイナンバー

従業員の
マイナンバー

扶養親族の
マイナンバー



25

マイナンバーの取扱いを分かりやすく 解説したガイドラインがあります。



マイナンバーに対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと懸念されている。
- 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念されている。



法律では、マイナンバーの**利用範囲を限定し、利用目的を超えた目的での利用を禁止**するなど保護措置を規定しています。

ガイドラインの趣旨

- 法律で規定された**保護措置及びその解釈**について、**具体例を用いて分かりやすく解説**しています。
- 民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

26

マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。



【マイナンバーの利用制限】

- マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

【マイナンバーの提供の要求】

- 社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限って、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

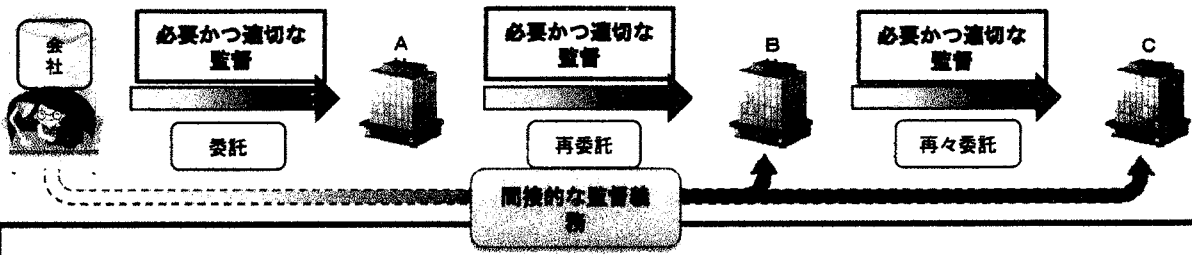
- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

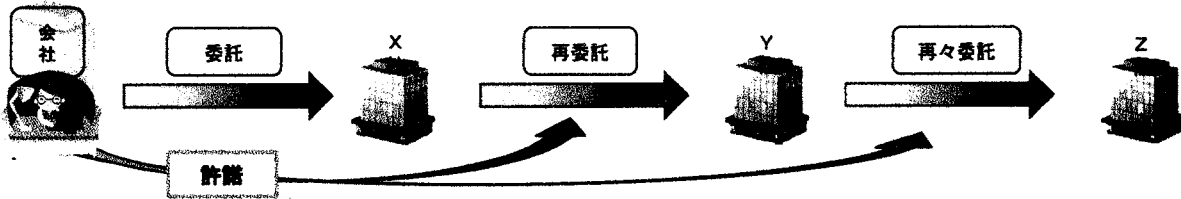
- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

27

マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です。



【委託先の監督】
 ○ 社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

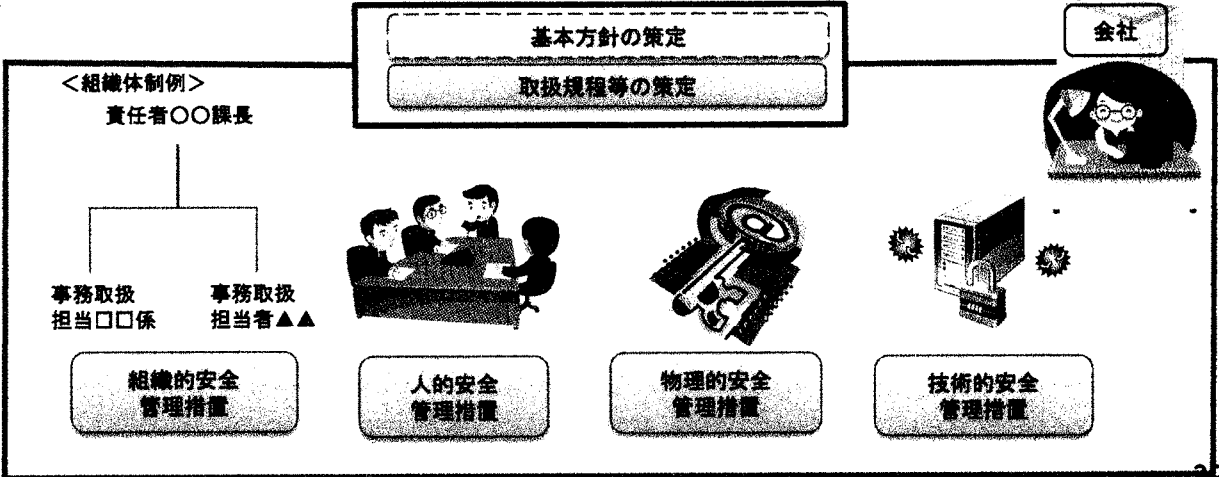


【再委託】
 ○ 社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

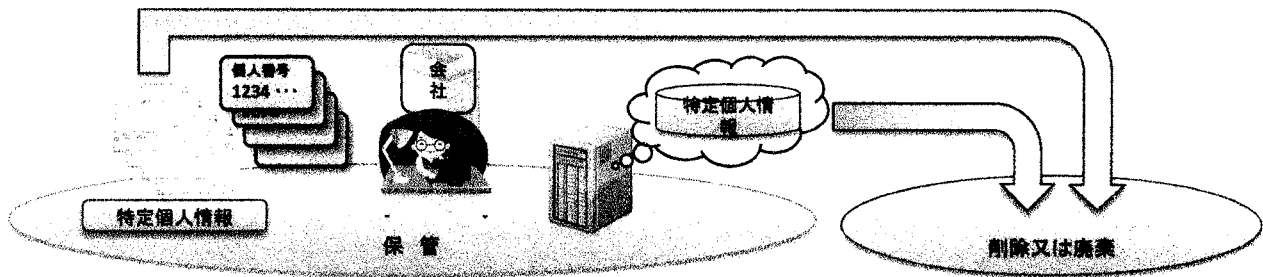
マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です。



【安全管理措置】
 ○ 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
 ○ 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



マイナンバーの 保管（廃棄）にも制限があります。



【特定個人情報の保管制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

【特定個人情報の収集・保管制限（廃棄）】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

30

法人には法人番号（13桁）が指定され、 個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。

指定	<ul style="list-style-type: none"> ・国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。 ・これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることにより法人番号の指定を受けることができます。 	<p>ポイント!</p> <p>1法人に 1番号のみ</p>
通知	<p>会社や国の機関等については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の送付を開始します。 	<p>ポイント!</p> <p>登記上の所在地に 通知書をお届け</p>
公表	<ul style="list-style-type: none"> ・法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネットを通じて公表します。 	<p>ポイント!</p> <p>法人番号はどなたでも 自由に利用可能</p>



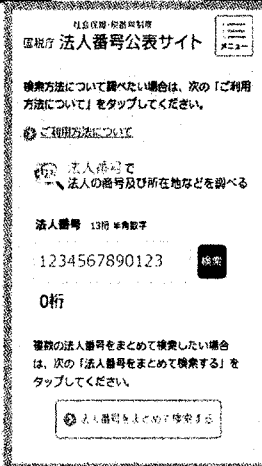
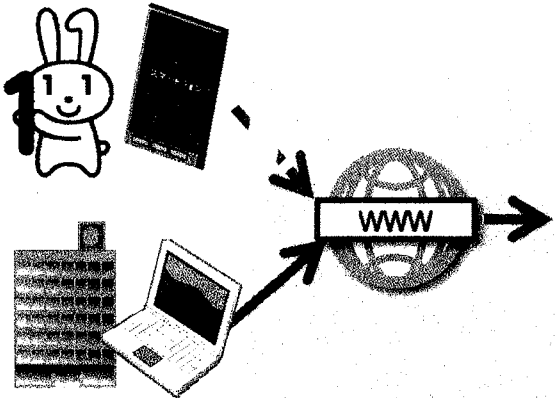
31

法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、データダウンロードも可能です。

- 国税庁法人番号公表サイトの特徴**
- ① 法人情報を番号・名称・所在地で検索
 - ② 法人情報のダウンロード機能
 - ③ Web-API機能（システム間連携インタフェース）



- ④ マルチデバイス対応
パソコンからの利用に加えて、タブレット、スマートフォンからも利用可能

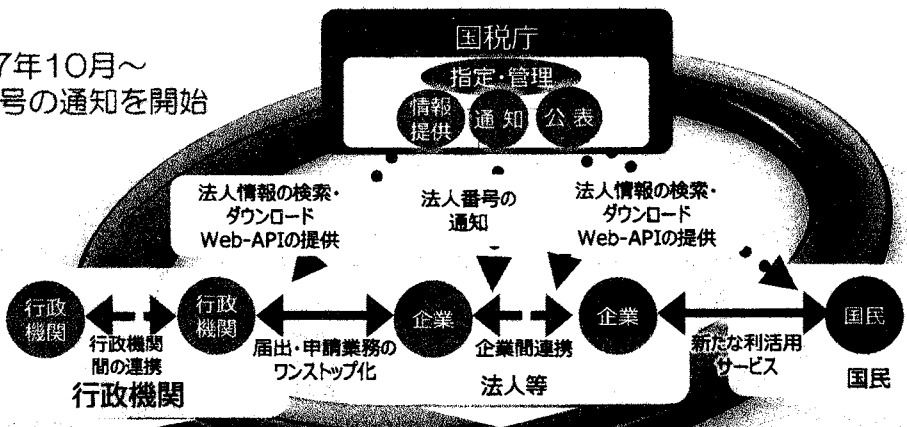


- 検索機能**
- あいまい検索
 - 絞り込み検索
 - 五十音順、都道府県別の並び替え
- データダウンロード機能**
- 月末時点のすべての最新情報
 - 日次の更新情報
 - データ形式はCSV、XML
- Web-API機能**
- 企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインタフェースの提供

(※) 公表機能の詳細については、[国税庁HPのトップページの「社会保障・税番号制度」](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)をクリック。
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。

平成27年10月～
法人番号の通知を開始



行政の効率化 公平性・公正性の向上 企業の事務負担軽減 新たな価値の創出

- わかる。**
 - 法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。
 - 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能
 - 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化
- つながる。**
 - 法人番号を軸に企業等法人がつながる。
 - 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
 - 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業が効率化
- ひろがる。**
 - 法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。
 - 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減
 - 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対して有用な企業情報の提供が可能

マイナンバー制度の施行に向け 準備を進めてください



まず、対象業務を洗い出した上で、組織体制や個人番号利用開始までのスケジュールの整理など対処方針を検討し、組織として決定してください。

個人番号の流れ	利用場面 の例	対象業務の 例	対処方針を決めるべき項目例
取得(本人・扶養家族)	入社	納税手続	社内規程の見直し(基本方針、取扱規程)
安全管理措置	身上関係 変更(結婚、 被扶養者追加等)	年末調整、 源泉徴収 等	システム対応(改修等)
保管	休職・復職	社会保険 関係手続	
利用	組織異動 (分社、出向 等)	雇用保険、 健康保険、 厚生年金 保険等	安全管理措置(組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制御など)
提供	証明書発行		社員研修・勉強会の実施
開示・訂正・利用停止	退社		
廃棄			

詳細は、特定個人情報保護委員会のガイドライン等で確認してください。

もっと詳しく知りたい方は



愛称：マイナちゃん

内閣官房のホームページは

『マイナンバー』で検索

検索

『政府広報』のホームページにも
動画など多様な広報物があります

マイナンバーのコールセンター

マイナンバー

0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。

平日9:30~17:30(土日祝・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

新制度開始に伴うアンケート調査結果

<平成 27 年度>

行政編	・・・・・・・・	1 ページ～
公立会員園編	・・・・	4 ページ～
私立会員園編	・・・・	6 ページ～

一般社団法人 神奈川県保育会

新制度開始に伴うアンケート調査結果（行政編）

目 的	新制度開始に伴って県内各保育主管課において市民からの苦情や課題となっていることなどの情報を共有することにより、より良い保育環境へと繋げることを目的とする。
配布日	平成27年6月12日（金）
回収日	平成27年7月 3日（金）
実施方法	郵送で送付し、郵送、FAX、メールにより回答
配布数	県所管市町 29市町 会員 公立 99ヶ園 民間 199ヶ園 合計298ヶ園
回答数	18市町
回収率	62%

結 果

1. 新制度施行に伴って、不明な点疑問な点があればご記入下さい。

- ・なし。
- ・各種加算が複雑となり、どこまでが対象となるか解り辛い。
- ・保育の必要量の認定を保育短時間・保育標準時間の2区分としているが、待機児童の多い自治体では、利用調整を行うことにより、優先度が高いのは保育標準時間の児童であり、認定区分を2区分としても何の意味もない。
- ・不明点・疑問点については、逐次県などに照会しながら事務を進めている。
- ・支給認定事務の必要性について疑問を感じます。
- ・保育の必要量に応じた区分として、標準時間利用と短時間利用の2つの利用区分が導入されたが、実際の利用において認定内容と利用時間数の整合がとれず、後で認定の変更手続きを行うなどの事例が発生している。本市では、短時間利用の枠組み導入におけるメリットは見当たらずに実務上の手間だけが増加し、利用者にも混乱が生じているような状況である。標準時間と短時間の利用区分について、今後も全国一律の制度として維持しなければならないものなのか？。
- ・公定価格の算定に係る地域区分の設定について→市町村間で格差が生じ、保育士の確保や処遇面での影響が懸念される。
- ・公定価格の加算は、市町村が認定することになるが、国から詳細が示されたことが遅く、また不明な点が多いので、対応に苦慮している。
- ・給付費の加算の解釈。
- ・特になし。
- ・担当レベルにおいて、様々な面で不明なところがある。

2. 新制度施行に伴って、市民などから苦情になったことなどをご記入下さい。

- ・保育の必要量（標準時間と短時間）と実際の利用時間との関係が分かりにくい。
- ・支給認定されているにも関わらず、入所できない場合に納得がいかないという苦情があった。
- ・苦情という種ではないが、認定区分や必要量などが解り辛いという話を伺うことがある。
- ・短時間認定←→標準時間認定への変更についての変更理由、変更時期。
- ・保育短時間（8時間保育）認定となった利用者は、時間的にはみ出してしまう部分は延長保育を利用することになるため、事実上保育料の値上げのようになり、家計を圧迫し利用がしづらい状況が発生したこと。保育料の算定基準が市民税になったが、自身の市民税を認識していない人が多いため、利用者自身でおおよその保育料を確認することが難しくなったこと。

- ・保育料算定の基準が所得税から住民税になったことから、自分の税額がわからないので教えてほしいという要望がありました。保育を利用できる時間が認定区分の違いにより変わったことで、特に短時間の認定区分とされた方から、標準時間の認定にしてほしい、もっと預けたいとの意見がありました。支給認定の切り替えを迅速にしてほしいとの意見がありました。
- ・保育標準時間認定を受けたら、勤務時間が9時間位の方でも11時間保育園に預けられるものと誤認している保護者がいた。
- ・制度が複雑でわかりづらい（短時間と標準時間の区別など）。支給認定証があるのになぜ保育所に入所できないのか。支給認定の手続きが面倒。
- ・新制度スタートにあたり、スケジュール的に厳しい中での準備であったため、認定証や保育料決定通知の発送などの遅れについての問い合わせがあった。
- ・支給認定手続の必要性について→従来と同様の利用なのに、余計な手続が増えただけである。公立保育所の広域利用について→保育料の支払先（市町村）が従来と異なり、戸惑いがある。
- ・保育の必要性の「認定制度」の認知度が低く、保育所の利用申込みとは別に、支給認定申請書を保護者に記入してもらうため、負担に思う保護者がいる。
- ・特になし。
- ・公立保育所の保育料の徴収者が、保育所の所在する市町村になったので、再度口座振替手続が必要になったこと。
- ・特になし。

3. 新制度施行に伴って、今後課題となるであろうことがあればご記入下さい。

- ・消費税増税に伴う給付費の見直しはあるか。介護保険制度などでは、3年毎に制度見直しが行われているが、子ども・子育て支援新制度では同様のペースで見直しはあるのか。
- ・管外児童に係る給付費（委託費）の請求額の確認について、運営費と異なり毎月の入所児童数に応じて、一人あたりの単価が変動するため、市町村間の情報共有が煩雑化し事務量の増加につながっていることから、円滑な情報共有ができるような仕組みづくりを考える必要がある。管外の施設の加算の認定については、施設と所在地の市町村とのやりとりの中で溯って適用される場合も想定されることから、その差額の請求についての事務手続を構築する必要がある。
- ・歳入が減少していく可能性が高く、財政負担がより厳しくなっていく。
- ・事務の煩雑さや公定価格の状況で認定こども園への移行がスムーズに進まない事が危惧される。
- ・小規模保育事業等の連携保育施設の確保。市町村が認可する地域型保育事業に対し、認可権者である市町村が責任ある指導を行っていけるか。
- ・保育所に入所できない場合でも、支給認定内容に変更があれば変更の手続きをしなければならず、保護者の負担になるとともに、事務が煩雑となる。入所手続の事務量が旧制度に比べ増大しており、保護者への事務的負担も減っていない。
- ・地域型保育事業における連携施設の確保。
- ・待機児童が多い0～2歳児に対応するため小規模保育などが創設されたが、3歳以降の受入先の確保が困難となる。
- ・新制度施行に伴い、新しい保育園が次々とできているが、その中には園庭のない保育園も多くあるため、公園を利用するにあたっては、他の利用する方に配慮する必要がある。保育士の賃金は労働内容と比較して低い状況となっている。今後、保育士の質を担保するためにも、賃金の改善が求められる。
- ・実際の保育の現場が変わっていないのに事務量が増大している。認定と確認を分けたことにより、保育の現場が混乱している。
- ・自治体ごとに差はあるものの、全体的には保育の定員拡充の傾向にあると思われ、それに伴い保育士の確保が一層困難になっていくと思われる。また、質の向上のためには、新人職員に対して指導を行う立場の中堅職員の確保も課題になっていくものと思われる。
- ・待機児童対策によって、保育の受皿が拡大する分、給付費も増大し、国・県・市町村の財政負担がますますことになり、将来に渡っての財源確保が不可欠となる。

- ・今後、新制度が浸透していく中で、支給認定申請を行う保護者が増え、支給認定証を持っているが、保育を受けられない児童が増えていくことが想定されるので、その受け皿をどう確保して行くかが課題である。
- ・私立幼稚園の新制度移行。
- ・少子化傾向にある反面、潜在的な保育所入所希望者の増によるサービスの多様化と、それに伴う運営費・整備費の捻出。
- ・行政、事業者とも新制度を完全に理解出来ていない点。

4. 認定こども園への移行がなかなか進まない理由についてどう思われますか、ご記入下さい。

- ・認定こども園への認知度の低さが影響しているのではないか。幼稚園には、給付費請求などの事務負担増などデメリットもあり、積極的になれないのではないか。国の情報提供の遅滞。
- ・一定規模の児童数を受け入れている保育所及び幼稚園については、既存の施設類型で十分に運営していくことが可能であり、認定こども園への移行について給付費の額等の経営上のメリットが低いことから意向の必要性を感じていない園が多いため移行が進んでいないと考える。
- ・事務手続等、煩雑になる事への懸念が払拭されない事。移行後の運営が不透明である事。
- ・幼稚園側の充足感（現状でも定員を上回る児童が集まる）。公定価格の水準。
- ・財政的メリットが少ない。
- ・公定価格の公表が遅れ、事業者側で判断材料に欠けたため。当市においては、幼稚園教育に誇りを持って取り組んでいる園が多いため。
- ・定員規模が大きい園では補助金等が減収になるなど、認定こども園に移行するための制度的なインセンティブが弱い。公定価格の公表が遅れた上、制度が複雑で正確な試算が難しいことから経営的な判断がしにくいのではないか。
- ・認可基準に基づく施設整備（改修）や職員の確保など。
- ・根拠法及び管轄省庁が異なる保育園と幼稚園の機能を一緒にすることは、運営に関する事務が煩雑になるものと思われます。
- ・給食施設等のハードウェアの整備や保育に関する心理的な壁が幼稚園にあるからではないか。
- ・財務や保育事業未経験のため労務管理等において懸念があるのでは。事務が繁雑で事務量の増加が懸念されること。
- ・認定こども園への移行が進まない理由としては、幼児教育と保育を同一施設内で運営していくためのノウハウがまだ蓄積しておらず、業務実施に向けての不安を感じる事業者が多いのではと想定される。公定価格が、幼稚園・保育園と認定こども園で差がないため、認定こども園に移行を促す動機づけになるような単価設定になっていない。
- ・認定こども園に関する理解が深まっていないため。公定価格の算定が複雑である。認定こども園の類型が多く、選択が困難である。新制度の安定的な施行を見極めている。など。
- ・保育所から認定こども園に移行すると、保護者から保育料を自園で徴収しなくてはいけなくなるなど、事務の増加が見込まれることや、事務が増加しても、給付費などの収入の大幅な増加が見込めないこと。
- ・制度の先行きの不透明性。
- ・移行に要する事務量に見合わない（メリットがさほどない）。利用者が必ずしも認定こども園への移行を望んでいない。公立施設については、補助制度がない。
- ・既存の施設、人員等に整備を加える必要があり、それに見合う財政措置等が不十分ではないかと思われる。当町に限っては、少子化の影響により、新たに供給を増やすメリットがないと思われれます。

新制度開始に伴うアンケート調査結果（公立会員園編）

目 的	新制度開始に伴って各保育園の利用者等からの苦情や課題となっていることなどの情報を共有することにより、より良い保育環境へと繋げることを目的とする。
配布日	平成27年6月12日（金）
回収日	平成27年7月 3日（金）
実施方法	郵送で送付し、郵送、FAX、メールにより回答
配布数	県所管市町 29市町 会員 公立 99ヶ園 民間 199ヶ園 合計298ヶ園
回答数	公立 16ヶ園
回収率	16.1%

結 果（回答欄に特になしと記載された場合や同じ市町で重複した内容は割愛しています。）

1. 新制度施行に伴って、保護者からの苦情やご相談等があればご記入下さい。

- ・短時間保育と標準時間保育に伴う、時間外保育料について。
- ・短時間保育で認定されたが、時間外保育になることもあるのでどうしたらいいでしょうか等の相談が2～3件あった。
- ・保護者自身が短時間か標準なのかかわからず聞かれることが多かった。認定証があったのにその意味が理解できていなかった様だった
- ・保育標準時間認定を受けたら、勤務時間が9時間位の方でも11時間保育園に預けられるものと誤認している保護者がいた。
- ・支給認定時間の意味がまだ理解できず、急な残業やシフトの変更によりとまどい、相談を受ける。
- ・保育短時間、標準時間についてや保育料についての質問が多かった。短時間から標準時間への変更手続きについても問い合わせが多かった。
- ・保育時間（短時間・標準時間）についてや、保育料についての質問が多かった。短時間から標準時間への変更手続きについての問い合わせも多かった。
- ・保育時間と保育料についての質問が多かった。短時間保育で個人面接や保護者会の用で時間を過ぎる場合についてなどの質問も多かった。

2. 新制度施行に伴って、保育園で困ったことなどをご記入下さい。

- ・保育短時間の登降園の時間の確認。保育時間認定の経過措置により、継続入所児と新入所児に差があること。（育児休業中などの場合、新入所は短時間認定になり、継続児は標準時間のままであることなど）
- ・短時間保育に該当される方の基準が甘い。
- ・今のところ短時間保育の利用者が少ないので時間外保育にともなうトラブルはあまりなかったが、これから短時間保育の利用者が多くなってくると現場保育士の負担が増えてくるのではと危惧する。
- ・保護者が提出する書類、申出書類がなかなか決定せず、3月月末になったものや4月以降、再々差し替えなどがあり、新年度が特にわかりづらかった。短時間の料金設定は今までにないものなので慣れていない（延長保育）。
- ・加配加算がどのくらい付くのかわからない事
- ・保育料に関する政令が平成27年3月31日までに示されなかったこと。

- ・保護者の条件（就労条件・妊娠したなど）に変更があるごとに支給決定の申請を行わなければならないが大変である。外国籍の保護者に制度の説明をしても理解できない（通訳はいるが）。短時間・標準時間の認定時間について保護者が理解していず保育時間が食い違ってしまう。
- ・細かな決定事項が施行間際に動くようになったので、保護者の方への対応等が慌ただしくなってしまった感がある。
- ・決定されてから周知するまでに時間がかかり、徹底が難しい。保育短時間の延長保育実施の把握と手続が難しい。

3. 新制度施行に伴って、広域調整を行う県・市町村について要望や質問等あればご記入下さい。

- ・進行状況や実施の実際についてフィードバックして欲しい。

4. 新制度施行に伴って、各園についての予算執行について何かあればご記入下さい。

- ・保育士不足なので、待遇改善の為、給料アップを望みます。
- ・新制度施行に伴い、保育園等を利用する方が増えると思われるので、保育士の雇用に関する予算を充実していただきたい。

5. 認定子ども園に移行していない場合その理由をご記入下さい。

- ・公立保育園なので、市としての方針が立っていない。
- ・公立の為。待機児童が多い。
- ・各地区の動向をみてから考えます。
- ・市内には、公立幼稚園がありません。
- ・公立は保育園のみなので、子ども園に移行の考えは未定。
- ・公立なので決定権は市役所担当。
- ・公立なので市の方針で決定されます。

6. その他、新制度施行に伴って、理解出来ないことなど何でもご記入下さい。

- ・育休中の方で措置が継続されるため、仕事をしているにもかかわらず、入園できない矛盾があると思います。
- ・新制度になってから、利用者からのメリットの声が聞こえてこないが…。
- ・新制度の目的の一つである待機児童削減・解消であるが、潜在保育士の確保は殆どできていない状況であり、また受け入れる施設もない中、目的を果たせるだろうか？。
- ・今後、保育士の対人数が改正される際には、“定型発達児の場合”と明記していただきたいです。「要支援児対応に〇名」とうたって欲しいです。こんなにも「気になる子」「要支援児（家庭）」が増えているのに新制度をすすめるにあたり、その部分がとりあげられていない事が疑問です。

新制度開始に伴うアンケート調査結果（私立会員園編）

目的 新制度開始に伴って各保育園の利用者等からの苦情や課題となっていることなどの情報を共有することにより、より良い保育環境へと繋げることを目的とする。

配布日 平成27年6月12日（金）

回収日 平成27年7月 3日（金）

実施方法 郵送で送付し、郵送、FAX、メールにより回答

配布数 県所管市町 29市町 会員 公立 99ヶ園 民間 199ヶ園 合計298ヶ園

回答数 私立 34ヶ園

回収率 17%

結果（回答欄に特になしと記載されたものは割愛しています。）

1. 新制度施行に伴って、保護者からの苦情やご相談等があればご記入下さい。

- ・保護者もあまり理解していないのではありません。
- ・保育標準時間と保育短時間に認定が分けられたが、保育短時間の家庭から何かあった時（上の子の学校の用事や病院に行く）時間が気になり、時間がすぎてしまい延長料金が発生するので利用しづらいとの声があがっています。月の途中で仕事が変わったり仕事の時間が変更するとその度に変更手続きをしなければならず大変になった。
- ・育児休業の保護者だけが短時間認定となっています。園が決めた短時間の設定時間内に就労している保護者から「このままの設定でよいのですか？」と問い合わせがありました。
- ・保育時間で迷ったり、理解出来ず相談がありましたが、5月中には落ち着きました。短時間児は在園児の一割強です。標準、短時間の保育料に大差がないなら”損”をしているようだとの意見有り。
- ・良く理解出来ていないのに、4月直前まで何の文書も来なかったため、就労時間が短い人がどうなるのかと不安を訴えていた。
- ・標準時間認定、短時間認定の変更に伴う連絡方法。仕事→産休→育休に入ったらどうなる？。
- ・短時間認定児の延長保育料徴収が納得できない。短→標、標→短への切り替えの質問。
- ・標準時間、短時間が”わかりにくい”や”利用しにくい”などのご相談が多い。
- ・短時間認定の方が4：30を過ぎでの利用になってしまった時に、延長料金がかかることに不満を言われる方がいた。
- ・延長保育料の見直しと料金改定をしたところ数名の方から（料金が多くなってしまう方）は、苦情までではないが、お話しはあった。
- ・質問は少しありましたが、制度自体よく理解できないという程度の意見でした。短時間保育についての目的や短時間では延長料金が高額になるので困るという相談はきました。
- ・短時間認定について利用者側からのメリットはあまり感じられず、就業している方からはただ戸惑いしか出なかった。制度変更に伴い、料金（延長等）の変更を行ったが、説明しても安易には納得してもらえなかったのは、制度そのものがわかりずらく目的も不明だとの意見もある。
- ・標準時間、短時間認定についての戸惑い（混乱）がみうけられました。従来は、11時間まで自由に預けられたが、新制度により急に8時間までとされたことや8時間を超えると有料となることなど。
- ・短時間保育の家庭が入園しにくい中、なぜ特定保育をやめてしまうのか？聞かれました。
- ・何がどう変わったのか、把握できていない、分かりづらいと言う意見を頂きました。
- ・関心がない様子。
- ・引き続き、入園出来るのかと聞いてこられた保護者が1名ありました。
- ・8時間利用に決まった保護者は全員11時間利用に希望した。

- ・一時預かりのやり方で、利用上限や期間が決まっていることから、少しでも就労したい人にとって困難となった事。例えば週2日以内が2ヶ月、週3日以上が1ヶ月とあり、この期間が過ぎたらどうするのか、皆さん困っていた。短時間保育をすすめられるが、それほどの時間数を働くことが出来ないことから、一時預かりを利用しているという人達が多かった。
- ・短時間の保育時間について
- ・標準なのか短時間なのか、保護者がよく理解出来ない様子。又、月途中から仕事が変わり再手続きしなければならない不便さや短時間途中からの延長保育料について相談された。

2. 新制度施行に伴って、保育園で困ったことなどをご記入下さい。

- ・認定の数がなかなか園で把握ができなかった事。
- ・保育給付請求書事務が市町村によって整わず修正が数回有。
- ・公定価格が決まらず、予算の立案ができなかったこと
- ・入園前に園の規則や利用時間、保育料の納入方法の説明を行ったり、銀行口座の開設準備等、大変慎重に迅速に行わなければならない、日々の保育業務を行う中で大変でした。説明をしっかりとしなければならず、その資料づくりや利用契約書の取り交わし等、事務量が膨大になった。
- ・補助が、11H開所の施設補助がなくなり公定価格に上乘せになったが、子ども(0歳児)が4月当初少なかったため、補助金が減額となった。施設補助がなくなり、経営的に苦しい状況である。
- ・みなし確認の為の書類を揃えて提出するのが大変でした。
- ・理解出来ない事への説明や解答が得られず市の担当者を煩わした。例年にない事務処理に時間を費やし大変だった。
- ・仕事を変えた人の短時間、標準時間の認定がどうなったのかが、保育園ではなかなか把握できず、月の初日現在の公定価格が確定できない状態でした。このため、当市では園児の状況を一番正確に把握している保育課が月の初めまでに各園の請求書を作成して各園に示し、園はそれを請求しているという状況です。当面、この方式で行くようです。
- ・集金について(時間外保育)(生活保護家庭について)。
- ・支給認定に関わるものや子によって延長時間が違うなどの事務書類の煩雑さ。
- ・育休中の方(短時間認定)で学校(PTA)活動参加のもの(時間内送迎は不可→PTA等、半公共的活動を認めるべきかどうか。)
- ・保育園で行う懇談会等の時間を17:00~だったのを16:30に変更する等をした。認定時間、補助金が2段階になり、処理事項が増えました。
- ・標準と短時間への変更の都度、書類を提出する事。
- ・現在は特にないが、短時間認定の方が延長利用された場合の把握の仕方等は、まだ整備できていない。
- ・延長料金の決め方について、周りの園の様子なども伺いながらとても悩みました。運営費について今迄の設定との違い、今年度からのとりくみについて迷いました。
- ・料金(延長等)の変更を行ったが、保護者に説明しても安易には納得してもらえなかったことと、説明のためのプリント等の配布や資料が多すぎて、また決まっていない事がたくさんある中で新年度準備はかなり戸惑った。
- ・新制度に伴う(合わせた)予算組が当初できなかったこと。県市の補助事業がギリギリまではっきりしなかったため、予算運営の実体が当初つかみにくかったこと。
- ・2時間延長を行い延長利用者数も多いために、短時間を含め登降園管理で困っています。本園の保護者の様子からするとタイムカード等を導入しても打刻後にのんびりしてしまい、直ぐに子どものところへ行かないのではと危惧しており、今現在も検討しています。
- ・短時間、標準保育の区別と新しい書類の多さ、理解しにくいところが困りました。
- ・短時間、標準時間保育の認定の把握や登降園時間の確認の方法。

- ・市からの丁寧な説明、対応で今の所ありません。
- ・詳細が不明なことが多い。
- ・一時保育の利用上限や流れ等で保護者の方との連絡の際、不満に思われている方もいて困りました。
- ・初めての事が多く、申請や他の書類を作成するのにとても大変である。資料を何度も読み返しているのだが、わからないことが多い。
- ・延長保育料の計算等事務作業が増えた。
- ・市からの給付費や補助金の入金が2～3ヶ月遅れていて、支払いが出来ずに困った。補助金の申請が複雑な計算となり、事務時間が大幅に増加した。
- ・運営費がなかなか入らなくて、給与の支払いに支障がでそうだった。「標準時間」ということばを勘違いして、11時間めいっぱい預けようとする保護者が何人かいる。
- ・今はまだ移行していない故、序々に学び検討しているが、「全体計画」についての具体的な研修が少ない。「保育課程」の時は、各会等から研修が多かったことに比べて。
- ・短時間認定の保護者に対する保育時間の徹底。
- ・特にないが、保護者自身が戸惑い、保育園側も延長保育料を16時から徴収しなければいけない短時間の方への対応に困った。

3. 新制度施行に伴って、広域調整を行う県・市町村について要望や質問等あればご記入下さい。

- ・県、市がしっかりリードして、新制度の変更については指導して頂きたいが、「よくわからない」という答えが返ってくる事が多く、もっとしっかりして欲しい。
- ・新制度に伴って県、市の補助制度が変わり、補助金が大幅にカットされ経営が大変になってきている。県補助金の縛りがあり4月の補助金はおりない。保育士の給与は上ってきているのに、補助金減額で困っている。将来の展望がもてないでいる。
- ・今年度は、他市町村との付き合いが一ヶ所であったので（スタート時）良かった。認定証の確認の対応が市町村により異なったので戸惑った。
- ・事後報告が多く、質問がタイムリーに出来なかった。一年位前から情報提供があると流れがスムーズだったか。
- ・キャリアパスの内容が良くわからず、認識に違いが見られる。5年後の需要調整について県の基本姿勢は？。県、市のこども園目標数。
- ・県の申請書類の詳細等ないまま導入されたため、市町村でも申請の理解がされていないまま各園に送られてくるので、処遇改善の書類等なかなか進まず困っています。
- ・新しい申請方法について等、記入例など分かりやすく示していただけると助かります。本来の子どもの育ちに重点を置いた制度であってほしいです。
- ・いろいろな情報をわかりやすく早めに伝えてほしいと思います。検討中や決定前のようなあやふやな情報が多いように感じます。他園もいろいろ悩んでいるのではないかと思われ、他園の情報も聞きたいです。
- ・県は、東京、政令市同様に、というか、負けない予算措置をしてほしい。かつての福祉先進県といわれた神奈川県の名が泣きます。県の制度は実情にそぐわず利用しづらい制度です。改善すべきです。一石二鳥をねらって、二鳥ともとれずの制度。ストレートに言うと待機児童解消もねらって「2兎追うものは1兎も得ず」です。
- ・無認可保育園が認可をとり減ってゆく中、待機児童はどのように入園待ちをするべきですか？。今後短時間保育された方は入園しにくく、入園するためだけに標準認定をうけ、すぐ仕事をかえてしまうのではないか心配です。
- ・前年度までの違いと今後どういふところに意を用いて園運営をしていくべきかの細かな指導・支援を望みたい。
- ・新制度と県・市補助金の関係がみえない。

- ・補助金の減少に伴って、施設整備ができにくくなった為、考え直してもらいたい。
- ・市町村、つまり行政の方でも”よくわからない” ”明確でない” という状態が多い。
- ・こども園に移行を検討しているとか、現況情報を逐一報告していただきたい。

4. 新制度施行に伴って、各園についての予算執行について何かあればご記入下さい。

- ・あまり変化なし。
- ・先がみえにくい中できびしい状態。
- ・公定価格が決まらず、新単価での予算の立案ができなかった。
- ・予算が組めず、不安の中でのスタートでしたので何事も早めに決めて欲しい。新制度がスタートしたが、まだ全体の予算がどのくらいになるのかつかめないで困っている。
- ・収入部分が未確定だった為、当初予算が立てにくかった。
- ・予算の立案時、制度がよく理解できて居らず苦労したので、今後執行で問題が出て来ると思っている。
- ・予算執行には特段支障を来していません。3月上旬の予算立ての際は、公定価格その他の収入が正確に把握できないまま、推測で予算立てをしたため、実際の収入とずれが生じ、補正で修正する必要が生じています。
- ・具体的な数字が早く知りたかった。
- ・1年間の見込みが立てられず困っている。
- ・予算の段階で当市の補助の要項が決まらず困っています。
- ・行政からの打ち出しが遅いことや、打ち出しも理解しきれず、よく分からないまま進んでいるような感覚がある。
- ・今年度の予算執行については、園においてくる情報も遅く、よく内容が理解できないままの提出で今でも情報が遅いと感じています。中みの伴った質の高い内容の保育をする為にもっと制度自体をよく考えて予算案を出して頂ければと思います。
- ・予算編成ができませんでした。執行については、暫定払いをしてくれたお陰で特に大きな混乱には至りませんでした。
- ・予算書の(再)編成をしないので大変です。全体像がみえたのが6月ですから。
- ・当園は例年100名程の保育をしている中で、年間収入がH26年度は運営費(9,274万円)+補助金(3,651万円)の合計12,925万円であったが、今年度は6月までの実績を推計すると、運営費(10,951万円)+補助金(1,222万円)の合計12,173万円が見込まれ、業務運営上大いに不安(不満)がある。
- ・現在より少なくならぬ事を望みます。
- ・全体予算が把握しづらい。
- ・執行ではありませんが、予算立ての時、まだはっきりとした公定価格や加算等がわかりませんでしたので難しかったです。
- ・公定価格、処遇加算などわからず(4・5月頃)今の処補正で修正することにして概算で予算を組んでいる。勘定科目が分からない。今迄通りでよいのか。
- ・今年度は特にないかと思われるが、今後特別予算がなくなる事を考えると不安が大きい。
- ・市からの補助金未収入により、夏の賞与が支払えなくなった。
- ・補助金などを削減されてしまい、保育園の運営、保育士の確保が難しくなってくると思う。
- ・くわしくは不明確で理解もしっかり分かっていないが、単純に言えば、例として保護者負担にしても全体としては必ずしも有利になったとは云えない感が残る。同じように予算執行についても云える。
- ・他市では、土曜保育の補助金をもらっているところがあるので、当市でも検討していただきたい。
- ・他市において6月現在になっても4・5月分の振り込みがなく、その件での連絡もなかったのので、保育園側から連絡した。

5. 認定こども園に移行していない場合その理由をご記入下さい。

- ・ 充分考慮中。
- ・ 現状では、すべてにおいて状況をみなければ移行不可。
- ・ 制度が十分整備されていないので、不明確な点があった為。
- ・ 保育園は、市町村、国の保育責任が明記されている。
- ・ 現在利用している保護者のほとんどが就労のために利用しているので、保育園のままがよいと判断した。
- ・ 法人の決定によるもの。
- ・ 将来移行の予定であるが、準備に時間が欲しかったし、もっと情報も必要だった。
- ・ ビルの中にある保育園で園庭もなく、施設基準を満たせないため。
- ・ 地域の園の様子を伺ってからと考えていた為。
- ・ 見通しの不明確さからの不安。
- ・ 施設の老朽化もあるので、検討するのはその時かと思います。
- ・ 待機児童数の変化により検討。
- ・ 仕組みや安定運営（経営）がしていけるのか、動向や様子を見てから判断したいので。（他園からは、園庭要件を満たさないため、なりたくてもなれないとの声もきかれています。）
- ・ 可能であれば現状の保育園として運営したいとの意向であるのと、移行の必要性も感じられない。
- ・ 将来的には移行もあり得ると思いますが、現在の時点では保育ニーズだけでも不足している程なので、保育園のままでの運営が適していると思われれます。そもそも認定こども園でのデメリットなどまだまだ課題が多く、ふみきれない段階ではないと思います。
- ・ 幼児に関して保育園のままでも幼児教育、就学準備は出来る。入園の有無（調整）については、行政サイドの問題で地域的にも必要性は感じない。移行後、そのタイプによって異なるが、元に戻す際、認可のとり直しなどがあると移行の必要性を感じない。
- ・ 園の負担が事務を含めて増えることと市の関与がうすくなることも大きい。
- ・ 認定こども園に移行する理由がみあたらない。
- ・ 国からの情報不足。
- ・ 将来展望がみえず、現段階での移行には自信が持てない。
- ・ 現在検討中であるが、保育士の幼稚園免許の更新手続き等の問題。
- ・ 移行すると保育士一人一人の業務が増えるイメージが有り、移行への必要性を感じられない。
- ・ 特にその必要性を感じていない。
- ・ 建物の面積を増やす必要があり、今迄も建築資金等の補助ゼロの状態であったので、その時の借金をかかえている。
- ・ 直接入所方式に賛同できない。
- ・ しばらくは、状況をみている状態です。
- ・ 事務仕事が煩雑になる為。預かる時間が子どもによって疎らになり、よい保育が実施できそうにない為。
- ・ 認定こども園に移行する必要性を感じないから。
- ・ 物理的理由が（土地・建物）一番。
- ・ 市内に待機児童が大勢いるので、まだ必要性を感じない。
- ・ 必要性がない（地域で）。
- ・ 地域の現状を考慮した結果、保育園への入所希望者が多く、こども園に移行する必要性が特にない。今後、様々な情報をいただきながら行政と協議して必要性があれば検討したい。

6. その他、新制度施行に伴って、理解出来ないことなど何でもご記入下さい。

- ・国の施策ととらえ、前向き検討中であるが、行政側の考え方が不明。
- ・認定こども園に変更したが、予算的には今までの保育園とあまり変わらず、認定こども園になったメリットが感じられない。
- ・介護保険制度の要介護認定にない保育必要量を認定し、必要量に応じて保育短時間、保育標準時間の認定証を交付しているが、そもそも就労という動きのあるものを介護と同様に考えたのが間違いではないか。特に一部の不安定な就労の方は頻繁に退職し、転職しているので、その認定変更の事務作業だけでも市役所は忙殺されているもよう。認定変更の根拠となる就労証明書はこれまでも取っていて、それで就労時間が確認できれば良かったものが、保育必要量を認定することになったため、退職、転職の度に認定を変更し通知するというあまり意味のない事務量が増加していると思われる。また、保育標準時間の人が退職するとその翌月から無職となり、求職者として保育短時間の扱いになるが、その届け出が遅れ、そのまま保育標準時間の扱いとして保育してしまうと、後で保育短時間の時間外料金を溯って請求することになる。既にこうした請求トラブルが他園で起きている。次に、要介護状態なら安易に変わることはなく、要介護状態に今日は休みということもありますが、就労による保育の必要性は仕事を休めば無くなるものです。一旦認定を受けると仕事が休みであっても認定を受けているのだから保育園を利用すると考える方もおり、休みを申告せずに預ける親が出てきています。就労することで保育の必要性が生じるものなのだから、保育の認定証に「ただし、就労時に限る。」と記載してもらいたいくらいです。
- ・申請しなければもらえない補助金等に関する説明がされていないので、今回キャリアアップ等は該当ナシにしましたが、職員へ還付できるものなので就業規則の整備等、すぐ行えなくても対応可にしてもらえると良いと思います。皆さんのわからないことを持ち寄り、新制度が補助金の正しい給付になるようにしてほしいと思います。
- ・予算や申請等は理解しきれていない。
- ・今でもいろいろ理解できないので、もっと情報収集しなければと思います。制度を施行することによって子ども、保護者、園がどのようによくなっていくのか、ある程度の内容は明確に伝えて頂きたいです。
- ・制度を変更するにあたって、かなりの金額を使用している事自体、無駄に感じる。システム変更、人員、印刷物などで、他にもっと使ってより良く方法があると思うが。
- ・従来の運営施設についてもぼう大な届出書類を要求して認定を行う意味が分からない。運用への疑義があまりにも多く、通達としてたえずでているのは、新制度の無理な設計を露呈しているのでは。
- ・預けられる子どもや保育所職員の処遇などに対しての熱意が新制度から伝わってこない。
- ・今後、変化や進行があればその時に説明が又あると思いますので、それを待ちます。
- ・新制度の方向性がみえない。特に認定こども園がどのような位置になっていくのか。保育内容や保育の質がどうなっていくのか懸念している。
- ・今後、こども園に1本化していくつもりですか？。
- ・株式立の保育園がどんどん認可され、社福立の意味がどこにあるのか。両法人を同等と見なししていくのであれば、寄付行為を振り出しに戻し、寄付者に返還してほしい。
- ・全国一律に同じ制度で行うのは無理があり、乱暴だと思う。それぞれの地域に合った制度施行のため、現場を見てまわり現状を理解して欲しい。
- ・「教育保育要領について」の研修が少ないように思うので、各々の研修時にその点について学べるよう、職員、園長に学びの機会をもたせたい。
- ・看護師採用、延長保育、一時保育等の補助金がなくなってしまうのは、おかしいと思う。

平成 27 年 7 月 16 日

一般社団法人神奈川県保育会
保育園利用者相談室会員 園長 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成 27 年度第 1 回保育園利用者相談室研修会の開催について(通知)

梅雨の候、保育園利用者相談室の会員の皆様方におかれましては、益々ご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会事業の推進につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、保育園利用者相談室は、苦情解決制度により、利用者の満足を図りながら、保育の質の向上を図るとともに、利用者の信頼度を高める義務も担っておりますが、今般それらの趣旨を踏まえ、別添開催要領により研修会を開催することといたしました。

何かとお忙しいところ恐縮に存じますが、是非ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、「保育園利用者相談室規程」において、相談室会員の責務として、「相談室会員は、相談室が実施する研修会等に積極的に参加するほか、相談室の実施事業に協力しなければならない。」と定められておりますので、全会員の積極的なご参加をお願いいたします。

(問合せ先)

一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754

平成 27 年 7 月 16 日

一般社団法人神奈川県保育会 会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成 27 年度第 1 回保育園利用者相談室研修会の開催について(通知)

梅雨の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会事業の推進につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、保育園利用者相談室は、苦情解決制度により、利用者の満足を図りながら、保育の質の向上を図るとともに、利用者の信頼度を高める義務も担っておりますが、今般それらの趣旨を踏まえ、別添開催要領により研修会を開催することといたしました。

なお、保育園利用者相談室に加入していない保育会会員の皆様方にも、有料で参加できることといたしておりますので、別添開催要領をご覧の上、積極的なご参加をお願いいたします。

(問合せ先)

一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754

平成 27 年度第 1 回保育園利用者相談室研修会開催要領

- 1 目的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。
- 2 開催日時 平成 27 年 9 月 30 日 (水)
13時30分から16時30分まで
- 3 会場 藤沢市民会館 第1展示ホール
藤沢市鵜沼東 8-1
TEL0466-23-2415
- 4 研修内容及び講師
 - (1) 研修テーマ かながわ福祉サービス運営適正化委員会について
 - ・適正委員会設置の背景とその役割
 - ・過去の相談事例から
 - ・解決にあたって、事業者として誤解を受けないために
 - ・社会福祉施設としての役割
 - (2) 講師 東洋英和女学院大学人間科学部教授 横倉 聡氏
(かながわ福祉サービス運営適正化委員会委員(委員長職務代理者))
 - (3) タイムスケジュール

13:30	受付け
14:00	開会、講師による講義
16:00	質疑
16:30	閉会
- 5 対象及び参加費、定員
 - (1) 対象
 - 相談室会員保育所の園長等管理者及び準ずる方……参加費は無料
 - 相談室会員でない保育所の園長等管理者及び準ずる方、政令市保育協議会会員の保育所……参加費は有料(1人につき3,000円を徴収いたします。)・参加費は当日持参か振込(替)をお願いいたします。
＜銀行振込＞ 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三 (ハギワラ ケイゾウ)
＜郵便振替＞ 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会
 - (2) 定員 130名程度
- 6 申込方法 平成 27 年 9 月 11 日(金)までに、別紙申込書でお申し込みください。

神奈川県保育会事務局 行き

Fax045-311-1837

相談室研修会参加申込書(27.9.30)

保育園名 _____

Tel _____

参加者職名・氏名

職 名	氏 名

相談室会員でない保育会会員が参加する場合の参加費支払い方法

(いずれかに☑をつけてください。)

当日持参

銀行振込又は郵便振替

至辻堂

JR藤沢駅

小田急藤沢駅

南口広場

至新宿
江の島

藤沢郵便局

至大船

三菱東京UFJ銀行

● TSUTAYA

● 東京電力

● SMBC
フレンド証券

● 三井東京UFJ
(ATM)

● ファミリーマート

● 江ノ電
藤沢小田急
デパート

● セブンイレブン

至鎌倉

● 藤沢プラザ

● ローソン

● 国道 4 6 7 号

● イトーヨーカドー

● 藤沢保育園

● 公園

● 奥田公園
駐車場(有料)

● 神奈川県庁庁舎

至鎌倉

至江の島
藤沢市民会館

JR東海道本線藤沢駅南口
小田急線藤沢駅
江ノ電藤沢駅

下車徒歩約10分

※市民会館には駐車場はございません。
公共交通機関か、奥田公園駐車場(有料)をご利用ください。

平成27年度「保育所等のヒヤリ・ハット、危機管理」研修開催要領

- 1 目的 保育所等に勤める1人1人が、事故に対する危機意識を高めることで、子どもが安心して楽しめる安全な生活環境を整えていく。
- 2 主催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日時 ① 平成27年10月20日(火) 午後1時45分から午後4時30分まで
② 平成27年11月24日(火) 午後1時45分から午後4時30分まで
- 4 会場 ①小田原お堀端コンベンションセンター
小田原市栄町1-14-8 Tel0465-23-1188
JR,小田急小田原駅から徒歩8分
②万国橋会議センター401.402会議室(4階)
横浜市中区海岸通4-23 Tel045-212-1034
みなとみらい線「馬車道」駅6番出口徒歩4分
JR・市営地下鉄「関内」、「桜木町」駅徒歩10分
- 5 対象 会員保育所の園長、主任、保育士および関係者等
- 6 定員 ①100名 ②100名
- 7 参加費 会員 1,000円 非会員3,000円

(1) 当日会場に持参していただいても結構です。

(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわらけいぞう 萩原敬三

[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 8 申込方法 ①平成27年10月2日(金)、②平成27年11月6日(金)までに別紙申込書にてFax 045-311-1837に申し込み下さい。

9 日程

	研 修 内 容
13:45	開会・主催者あいさつ
13:55	保育所等のヒヤリ・ハット、危機管理 東京都市大学人間科学部客員准教授 猪熊 弘子氏 質疑・応答
16:30	閉会

平成27年7月16日

保育園園(所)長様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成27年度「保育所等のヒヤリ・ハット、危機管理」研修について(ご案内)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、参加の場合は、準備の都合もございますので、①10月2日(金)、②11月6日(金)までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成27年度「保育所等のヒヤリ・ハット、危機管理」研修参加申込書

		市町村名	月	日
保育園名		電話		
参加者名		職名		
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込(替)			
参加希望日	① 10月20日(火)(小田原)		② 11月24日(火)(横浜)	

参加希望日は①、②のいずれかに必ず○をしてください。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 28 年度以降に向けた恒久的な財源確保、子ども・子育て支援新制度を
発展的に推進していくための処遇改善等について要望
～厚生労働省及び内閣府へ、保育三団体協議会として平成 28 年度予算、子ども・
子育て支援新制度への要望書を手交～…………… 1
- ・「幼児教育の振興について」がとりまとめられる
(自民党文部科学部会幼児教育小委員会)…………… 2
- ・保育士養成課程等検討会(第 1 回)開催される…………… 3
- ・子どもの育ちを支える新たなプラットフォームづくり研修会開催のお知らせ…………… 4

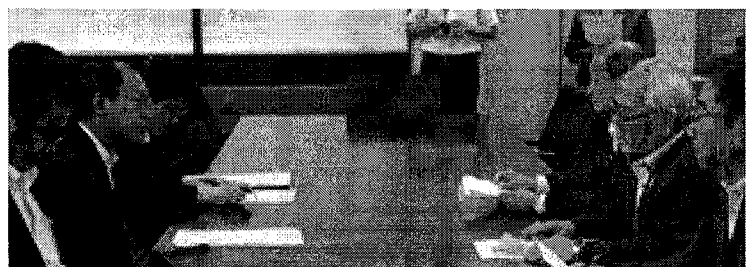
◆平成 28 年度以降に向けた恒久的な財源確保、子ども・子育て支援新制度を発展的に推進していくための処遇改善等について要望◆

～厚生労働省及び内閣府へ、保育三団体協議会として平成 28 年度予算、子ども・子育て支援新制度への要望書を手交～

平成 27 年 6 月 4 日、全国保育協議会・全国私立保育園連盟・日本保育協会で構成する保育三団体協議会は、「平成 28 年度予算、子ども・子育て支援新制度への要望」を、厚生労働省ならびに内閣府へ提出いたしました。

全保協 万田 康 会長は、「子ども・子育て支援新制度での「質の改善」事項がすべて実現する総額 1 兆円超が最低でも必要であり、保育士処遇の抜本的

改善に向けては、より対応が拡充されていくことが求められる」旨、要請しました。



厚生労働省 朝川保育課長に要望の内容を説明する

全保協 万田 康 会長 (写真右側中央)

そのほか、保育士不足が喫緊の課題とされる中、各施設で質の向上のために積極的に加配を行っている実態への適切な評価や、原材料価格の高騰を踏まえた実勢価格に応じた保育所等整備の補助金の設定について、要望いたしました。

要望書の全文は別添をご参照ください。なお、新制度施行後に起こっている課題等を踏まえた要望は、別途6月末を目途に行うことを予定しています。

◆「幼児教育の振興について」がとりまとめられる

（自民党文部科学部会幼児教育小委員会）◆

自由民主党文部科学部会幼児教育小委員会（委員長：山本順三参議院議員、事務局長：馳浩衆議院議員）では、幼児教育の定義を整理するとともに、その趣旨を、幼児教育の無償化のための新たな財源確保に向けた根拠とし、理念法（幼児教育振興法〔仮称〕）に織り込むことを目的に、幼児教育の振興方策を検討してきました。

このほど5月26日に検討結果が「幼児教育の振興について」として取りまとめられました。検討過程では、全国保育協議会も万田 康会長、小島 伸也副会長がヒアリングに出席し、以下の意見を述べて（全保協ニュースNo.15-05参照）、その意見の多くが今回のとりまとめに反映されています。

※詳細は別添「幼児教育の振興について」および「幼児教育の振興について」〈概要〉をご覧ください

【ヒアリング時に提出した意見の概要】

- ・幼児期の教育を、幼稚園、保育所、認定こども園等における教育、家庭における教育、地域における教育を含む広がりを持った概念としてとらえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものと位置付けることには賛同。
- ・質の高い幼児教育を国家戦略の一環として取り組み、幼児教育分野への思い切った財源投入が必要とする考えに賛同するとともに、幼児教育を担う各者の取り組みを維持・向上するための、一体的な財源確保・投入がはかれるよう望む。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、それぞれの法的位置づけに違いがあることは踏まえながらも、「良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を整備する」ことを目的とする子ども・子育て支援新制度の趣旨が達成されるよう、相互に期待される役割を果たす連携・協力を推進していくことを前提とした取り組みが進められるよう望む。
- ・保育関係者は、養護と教育を統一的に捉えて子どもの発達を支えてきた。幼児教育の質の点で、遊びを通して学びの基礎を育むと整理された点ありがたい。改正教

育委員会制度のなかで、首長がリーダーシップを取りながら、保育を視野に入れた提言がされることを望む。

- ・ 幼児教育に係る人材不足は大きな課題。処遇や配置の改善をお願いしたい。0歳から5歳までの子どもに対し、保育は、実践例を数多く持っている。子育て支援についても、保育所は保育に欠ける子どもだけでなく、地域のすべての子どもを支えてきた。家庭で子育てを行っている（保育を利用していない）保護者への子育て支援が、今後さらに重要になってくる。幼児教育の無償化には、期待もしているし、お願いもしたいところである。その際、幼稚園も保育所も対象として、統一的な無償化となるようお願いしたい。

◆保育士養成課程等検討会（第1回）開催される◆

平成27年6月5日（金）、第1回保育士養成課程等検討会（座長：汐見稔幸氏〔白梅学園大学学長〕、副座長：小川清美氏〔東京都市大学人間科学部教授〕）が開催され、全国保育士会より、村松幹子副会長が構成員として出席しました。

安藤よし子厚生労働省雇用均等・児童家庭局長は、次のとおり冒頭に挨拶をされました。

- 厚生労働省が平成27年1月14日に公表した「保育士確保プラン」において、都道府県等が保育士試験を年間2回行うことを促すため、「地域限定保育士」（3年間は国家戦略特区として指定された、資格を取得した都道府県内のみで保育士として通用し、その後は全国通用の保育士となる資格制度）の創設を盛り込み、保育士不足解消等を図ることとしていること。
- この地域限定保育士の試験の実施にあたり、通常保育士試験で行っている実技試験について、まずは地域限定保育士試験において介護福祉士と同様の、講習または実習の受講により免除する仕組みを創設したいと考えていること。
- 本検討会では、この実技試験に替わる講習または実習の仕組みの創設に関することと、指定保育士養成施設を卒業した者と保育士試験に合格した者が、保育士として同等の質が担保されているかという観点から、指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性について検討いただきたい。

第1回目となるこの日の検討会では、「保育士試験の実技試験のあり方について」、「講習又は実習の内容について」、「講習又は実習の時間数や日数について」、「講習又は実習の開催時期について」の論点が示され、検討が行われました。

同検討会は今後、第2回に「講習又は実習カリキュラムの検討①」、第3回に「講習又は実習カリキュラムの検討②」、第4回以降に「指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験との整合性についての検証」を行うこととしています。

第2回以降の内容も本ニュースでお知らせいたします。

※同検討会の資料は、厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000088260.html>

◆「子どもの育ちを支える新たなプラットフォーム

づくり研修会」開催のお知らせ◆

全国社会福祉協議会では、子ども・子育て家庭に対して、あらゆる機関と連携してきめ細かく柔軟に課題解決にあたる場のネットワークの必要性から、身近な地域における近隣の支え合いを基本とした地域の基盤（プラットフォーム）づくりを平成26年度に提案しました。

本研修会は、今後、全国あらゆる地域において、子どもの育ちを支えるための身近なプラットフォームを構築していくための実践的方策について、講義や先駆事例、グループワーク等の演習を通じて考えることを目的に開催するものです。

申し込みの締め切りが6月12日(金)までとなっております。

ぜひご参加ください。

【開催日】平成27年7月7日(火)～8日(水)

【会場】全国社会福祉協議会 5階会議室

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

【参加費】5,000円

【内容】

1 日目

(1) 基調講義：子どもの育ちを支える新たなプラットフォームの構築～みんなで取り組む地域の基盤づくり～

講師：柏女 霊峰 氏（淑徳大学 教授）

(2) 事例発表：プラットフォームの先駆的事例に学ぶ

コーディネーター：山崎 友記子 氏（毎日新聞社 生活報道部 副部長）

事例発表：

横尾 三代子 氏（社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 地域福祉課
こども家庭事業推進係長）

小澤 のり子 氏（社会福祉法人 北方福祉会おやこの森 主任）

栗延 雅彦 氏（社会福祉法人 和泉乳児院 和泉乳児院 施設長）

松田 妙子 氏（NPO法人 せたがや子育てネット 代表理事、
NPO法人 子育てひろば全国連絡協議会 理事）

(3) 名刺交換会

2 日目

(1) 講義と演習：プラットフォーム構築に向けた取り組みを考える～プラットフォームの実践にむけた講義と演習～

A コース 活動の安定・継続期（社協）

横尾 三代子 氏 (社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 地域福祉課
こども家庭事業推進係長)

立松 有美 氏 (Assistation 代表)

B コース 活動の立ち上げから初期段階 (施設)

木本 宗雄 氏 (宮崎県 延岡市立山下保育所 所長)

小澤 のり子 氏 (社会福祉法人北方福祉会おやこの森主任)

C コース 活動の安定・継続期 (施設)

栗延 雅彦 氏 (社会福祉法人 和泉乳児院 和泉乳児院施設長)

伊藤えり子氏 (和泉乳児院子育て電話相談員・子育てアドバイザー)

杉原千鶴子氏 (和泉乳児院子育てアドバイザー)

D コース 活動の立ち上げから初期段階 (NPO)

松田 妙子 氏 (NPO法人 せたがや子育てネット 代表理事、NPO法人 子育て
ひろば全国連絡協議会 理事)

江口 卓 氏 (社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 ふれあいサービス係長)

【お申し込み方法】

全国社会福祉協議会ホームページにて開催要項 (申込書含む) をダウンロードいた
だき、必要事項をご記入の上、名鉄観光サービス(株)新霞が関支店まで FAX (03-3595
-1119) にてお申し込みください。

全国社会福祉協議会ホームページ

http://www.shakyo.or.jp/news/20150529_sodachi.pdf

【問合せ先】

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

平成 27 年 6 月 4 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 様

内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）
有村 治子 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康
公益社団法人全国私立保育園連盟
会長 近藤 遼
社会福祉法人日本保育協会
理事長 大谷 泰夫

平成 28 年度予算、子ども・子育て支援新制度に関する要望

平成 27 年 4 月、子ども・子育て支援新制度が施行されました。

消費税 8%の財源に基づく「量的拡充」及び「質の改善」が一定程度図られたところですが、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、取り組みのより一層の推進をはかるために、以下、要望いたします。

1. 子ども・子育て支援新制度を推進していくための恒久的な財源について、

消費税以外を含む総額 1 兆円超の早急な確保を求めます

- 平成 28 年度以降の「量の拡充」・「質の改善」を実現するため、子ども・子育て会議での共通理解でもある、我が国の子ども・子育て支援の抜本的な改善に向けた、消費税以外の 0.3 兆円超を含む総額 1 兆円超の財源確保が早期に求められます。
- なお、0.3 兆円超で見込まれる「質の改善」が仮に段階的に実施される場合には、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』及びこれに直接影響する『処遇改善』の以下の項目を優先的に取り組んでください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 職員の定着・確保を図るための職員給与の改善（+5%）・ 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善・ 保育士等 1 人当たり年間 5 日の研修機会を確保するための代替職員の配置・ 1 歳児の職員配置を改善（6：1→5：1）・ 4・5 歳児の職員配置を改善（30：1→25：1）・ 主に子育て支援を担う主任保育士等の専任化・ 地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費・ 栄養士（非常勤）を配置又は活用して給食を実施する場合に対する費用の措置・ 障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合の、地域の療育支援を補助する者（非常勤）の配置・ 小学校との接続を見通した活動を行う取組を推進（非常勤講師等 1 名：週 3 日） |
|--|

2. 保育の質を高めるため、抜本的な処遇改善を実現する給付を求めます

▶ 11 時間を開所する職員配置に見合った給付に改善してください

▶ チーム保育等、保育の質の向上のための加配配置を加算評価してください

- 従来制度の保育所の職員配置に対し、11 時間を上限とする保育標準時間に対応するためには、3 時間分の非常勤保育士分を、早期に 11 時間を開所する実態に見合った給付に改善が必要です。
- 開所時間中の利用子どもに対して保育士等が保育に従事している配置状況について、いかほどの改善を要する状況が生じているのか、その実態を明らかにしながら、制度上不整合な状況があれば、それは早期に改善すべきことであることは言を俟ちません。
- また、延長保育も含む開所時間の実際に鑑みると、保育士はその勤務時間のほぼ全てを保育業務にあたらざるをえず、日々の教材準備や、保育の質の向上のための恒常的な研修を確保できる業務体制の構築が早急な課題です。
- 認定こども園及び幼稚園では、「低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合や、副担任を設けている場合」にチーム保育加配加算がありますが、保育の質の向上のために保育士を加配配置する保育所についても、その取り組みを評価する加算の創設が望まれます。

3. 実勢単価に見合った保育所等整備交付金・保育対策総合支援事業費補助金の維持・拡充を求めます

- 東日本大震災被災地の復興に係る建築資材の需給のひっ迫や、昨今の為替相場の円安方向へのシフトに伴う原材料・エネルギー価格の高騰により、保育所等整備に係る資材価格が上昇しています。
- 保育所等の整備が円滑にはかられるよう、実勢単価に見合った交付金・補助金の維持・拡充が必要です。

**文部科学部会幼児教育小委員会、
幼児教育議員連盟新制度検討チーム 合同会議
「幼児教育の振興について」〈概要〉**

1. 基本的な考え方

- ・ 幼児期の教育（幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものをいう。具体的には、幼稚園、保育所、認定こども園等における教育、家庭における教育、地域における教育を含む広がりを持った概念としてとらえる。以下、「幼児教育」という。）は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う非常に重要なもの
- ・ 質の高い幼児教育は、好奇心等に溢れる心豊かな子供を育て、健全で安定した社会を創造することに繋がるため、国家戦略の一環として取り組み、幼児教育分野への思い切った重点的な資源投入が必要

2. 幼児教育の振興方策

(1) 幼児教育の質の向上

① 幼児教育の内容の充実と小学校教育との円滑な接続

- ・ 小学校以降における学びとの連続性を図る観点から、5歳児を中心として取り組むべき教育内容をより明確化・具体化
- ・ ただし、決して小学校で行われている教科書等を用いた教科等の教育の前倒しとしないよう留意
- ・ 幼保小の連携は、小学校と連携しながら「アプローチ・カリキュラム」等を編成し、体系的に実施

② 教員・保育士等の資質能力の向上及び計画的な人材確保

- ・ 教員・保育士等の処遇・配置の改善など、計画的に優れた人材を確保するために必要な施策を推進
- ・ 経験や役割等に応じた昇進やきめ細かな研修体系などキャリアアップの仕組みを整備

③ 幼児教育に関する適正な評価システムの導入

- ・ 自己評価、関係者評価、第三者評価を進め、持続的に改善を促す PDCA サイクルを構築

④ 幼児教育に関する研究拠点の整備、実証的な調査研究の推進

- ・ 大学・研究機関、幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の調査研究に係るネットワークの構築
- ・ 国における幼児教育の研究拠点（ナショナルセンター）の整備に向けた検討

(2) 質の高い幼児教育の提供体制の確保

① 地方自治体等における幼児教育の推進体制の整備

- ・ 市町村の幼児教育に係る責任の明確化、市町村における幼児教育推進体制の整備（専任職員や「幼児教育アドバイザー（仮称）」の配置等）
- ・ 都道府県における幼児教育センターの設置促進

② 障害のある子供への適切な支援体制の整備

- ・ 幼児期からの発達障害のある子供への支援充実
- ・ 必要な施設整備の支援、専門的知見を有する人材の配置・派遣の促進

③ 家庭や地域の教育力の向上

- ・ 子育て支援（親子登園、相談事業、一時預かり等）の充実
- ・ 家庭教育に対する支援の充実、ワークライフバランスの改善
- ・ 地域人材の幼児教育への積極的な参画への支援

(3) 幼児教育の段階的無償化の推進

- ・ 必要な財源の確保方策について、政府・与党一体となって検討を行い、幼児教育無償化を段階的に推進

(4) 幼児教育の充実のための財政支援の充実

- ・ 新制度における質改善を実現するため、消費税収以外の財源を含む1兆円超の財源を確保
- ・ 新制度に移行しない私立幼稚園に対する私学助成及び就園奨励費補助の充実

(5) 子ども・子育て支援新制度の検証

- ・ 新制度の施行後、幼児教育の振興の観点から検証を行う

(6) 「幼児教育振興法（仮称）」の制定

- ・ 幼児教育の振興を図るため、幼児教育振興法（仮称）を制定
(幼児教育の重要性、意義等の基本的理念、国・都道府県・市町村が一体となって取り組む体制の整備等)

「幼児教育の振興について」

平成27年5月
文部科学部会幼児教育小委員会
幼児教育議員連盟新制度検討チーム
合同会議

目 次

1. 基本的な考え方	1
2. 幼児教育の振興方策	
(1) 幼児教育の質の向上	2
(2) 質の高い幼児教育の提供体制の確保	7
(3) 幼児教育の段階的無償化の推進	12
(4) 幼児教育の充実のための財政支援の充実	13
(5) 新制度の検証	14
3. 「幼児教育振興法（仮称）」の制定	15

「幼児教育の振興について」

1. 基本的な考え方

幼児期の教育（幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものをいう。具体的には、幼稚園、保育所、認定こども園等における教育、家庭における教育、地域における教育を含む広がりを持った概念としてとらえる。以下、「幼児教育」という。）は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う非常に重要なものである。幼児期に、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、豊かな感性、好奇心、探究心、社会性を培うことは、将来、人間として充実した生活を送る上で不可欠である。

また、近年、諸外国の実証研究においても、質の高い幼児教育は、将来の進学率の上昇や所得の増大、犯罪率の低下や生活保護受給率の低下等をもたらすという結果が報告されており、幼児の望ましい発達をもたらすという教育的効果のみならず、社会経済的効果を有し、その効果は社会経済全体に及ぶと考えられている。

このように、質の高い幼児教育は、好奇心等に溢れる心豊かな子供を育て、健全で安定した社会を創造することに繋がると考えられるため、国家戦略の一環として取り組み、幼児教育分野への思い切った重点的な資源投入を行うことが必要と考える。

平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、子供・保護者の置かれている環境に応じ、保護者のニーズ等に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園等の特性を生かした良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を整備することを目的としており、実施主体である市町村には、地域の実情を踏まえた独自のビジョンに基づき、域内の小学校就学前の教育・保育について、一体的にその量的拡充・質の向上を図ることが求められている。

この限りにおいて、新制度は質の高い幼児教育を全ての子供に保障することを目指す取組と位置付けられるが、一方、新制度は、幼児教育の中核的役割を果たしている私立幼稚園とほとんど関わりのなかった市町村が実施主体になるという課題を内包しているとともに、その創設にいたる過程において、提供されるべき教育の有様についての議論が十分になされているとは言いがたい状況である。

このため、今後、幼児教育の一層の振興が図られるよう、各般の振興方策について取り組むとともに、新制度施行後の運営状況について把握し、必要な制度改正も視野に入れつつ、見直しを行っていく必要がある。

このための方策について、以下提言する。

なお、以下の方策は、幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域の三者が相互に期待される役割を果たし連携・協力することにより、初めて幼児への教育が全体として豊かなものとなり、効果的に実施できるものである。

また、幼稚園は学校教育法上の「学校」、保育所は児童福祉法上の「児童福祉施設」、幼保連携型認定こども園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（いわゆる「認定こども園法」）上の「学校かつ児童福祉施設」であるなど、法的位置付けに違いがあることにも留意しながら、進める必要がある。

さらに、私立幼稚園が建学の精神に基づき特色ある教育活動を行えるよう、最大の支援を行うことが前提であることを付言する。

2. 幼児教育の振興方策

(1) 幼児教育の質の向上

① 幼児教育の内容の充実と小学校教育との円滑な接続

- 幼児期は、人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期に、目先の結果のみを期待するのではなく、幼児の自発的な活動としての「遊び」を通して、好奇心や探究心、豊かな感性など生涯にわたる学びの基礎を育むことが重要である。
- 親の価値観や生活環境の多様化等に伴い、今日の幼児期の子供を取り巻く環境が多様化する中、国として、幼児教育の水準の維持・向上を図る観点から、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の見直し等を行う。その際、これらの要領・指針の内容について整合性が図られ、全ての子供が質の高い幼児教育を受けられる環境を整えることが必要である。
- 具体的には、今日の幼児の発達の状況や特性等を踏まえ、5歳までに身に付けるべき内容（取り組むべき教育内容）について改めて検討した上で、とりわけ小学校以降における学びとの連続性を図る観点等から、5歳児を中心として取り組むべき教育内容をより明確化・具体化することについて幼稚園教育要領等の見直しを行い、幼稚園・保育所・認定こ

ども園等の幼児教育の内容の充実が図られるようにする。その際、幼児期においては、日常生活において体験を通じて言葉、数等に触れる中で、発達の段階に応じた認知に関わる能力を育むとともに、その後の長期的な成長を支える基礎となるものとして、自尊心、共感性、自立性、感情のコントロール、動機付け、粘り強さ等の非認知的能力を育むことが重要であるという調査研究の成果等を踏まえることが必要である。その上で、幼児教育は、幼児の発達の段階に応じた主体的な活動としての遊びを十分に確保し、幼児が遊びに集中して主体的な力を発揮する中で、好奇心、探究心、思考力等を形成するという特性を有することを踏まえ、決して小学校で行われている教科書等を用いた教科等の教育の前倒しとしないよう留意することが必要である。

- また、教育内容の実施に当たっては、幼稚園・保育所・認定こども園等がそれぞれの施設の特性を生かしながら、創意工夫を凝らして取り組むことが重要である。
- 特に、5歳児に対する教育は、子供の発達や学びの連続性を確保し小学校教育との接続を図る上で重要であることや、小学校以降における学習の基礎となる「学びの芽生え」を育む観点から、小学校と連携しながら「アプローチ・カリキュラム」等を編成し、体系的に実施することが重要である。このため、上記カリキュラムの編成、実施手法や教員等の実施体制等に関する指針等を作成し、教育課程・保育課程や指導計画の接続、並びに、幼稚園教員・小学校教員・保育教諭・保育士の合同研修の実施まで視野に入れた取組の普及・活用を促進する。その際、教育委員会や関係部局が連携し、地方自治体として、小学校や各施設を積極的に支援するなどのリーダーシップを発揮することが重要である。
- 上記「アプローチ・カリキュラム」等の取組を始めとして、幼児教育と小学校教育との接続を円滑に進めるためには、幼児教育と小学校教育の双方について十分な知識や経験を有する教員・保育士等の確保が求められる。このため、幼稚園教員のより上位の幼稚園教諭免許状の取得や、小学校教諭免許状・保育士資格の併有を促進するとともに、例えば、幼稚園教員・保育士の養成課程における小学校との接続に関する内容の充実、幼稚園教員・保育士と小学校教員の合同研修の実施、幼稚園と小学校双方の指導が行えるような人材の育成など、教員養成課程・保育士養

成課程、研修及び教員免許制度等について必要な検討を行う。また、こうした人材が各園に配置されるよう、必要な支援を行う。

- また、幼児教育の質の向上を図るためには、幼児期に身に付けるべき内容の充実に加えて、それらを育む上で効果的な指導方法及び環境（施設、教材・教具、空間・時間設定等）の在り方について検討を行い、その改善及び充実を図ることが必要である。
- さらに、幼稚園・保育所・認定こども園等それぞれが自主的に指導方法、環境等について探究し、自らその改善を図る取組を促進するため、各園等が地域の大学や幼児教育研究団体等の関係機関と連携しながら、教育研究の枠組み及び手法の構築、実践、評価を行う体制を整備する。あわせて、教員や保育士等に対する研修の充実等により、各園等において、教育研究の中心的役割を担うことができる人材を育成することが重要である。とりわけ、市町村は、自ら設置する公立幼稚園等において地域の実情等に応じた特色ある幼児教育の研究を進め、その他の地域の幼稚園・保育所・認定こども園等と研究成果を共有することにより、地域の実情等に応じた特色ある幼児教育を推進するとともに、その中心的役割を担う人材育成に取り組むことが求められる。

②教員・保育士等の資質能力の向上及び計画的な人材確保

- 子供の育ちをめぐる環境の変化等に対応しながら、質の高い幼児教育を推進するためには、教員や保育士等の資質能力の向上と優れた人材を計画的に確保することが不可欠である。
- このため、教員や保育士等の給与等の処遇や配置の改善、園内外での研修への参加機会の確保など計画的に優れた人材を確保するために必要な施策を推進するとともに、組織体制の整備等により、教員や保育士等が各々の能力を十分に発揮できる環境を整備する。また、経験や組織における役割等に応じた昇進やきめ細かな研修体系などキャリアアップを図る仕組みを整備し、さらなる資質能力の向上を支援する枠組みを構築する。
- 特に、幼稚園教員や保育士においては若い世代の入れ替わりが多く、各

施設においては、経験に基づく知見が蓄積されにくい状況にあることを踏まえ、経験の浅い教員・保育士等に対しては、経験に基づき、指導方法等についての確かつ具体的な指導助言等ができる教員・保育士（「初任者指導員」）等を配置・派遣するとともに、指導方法等に関する参考となる情報の提供を行うなど、きめ細かな支援・研修体制の整備が必要である。

- また、教員・保育士等の資質能力の向上を図りその能力を十分に発揮できる環境を整備するため、管理職や経営者がマネジメント能力の向上や意識改革を図ることができるよう、管理職や経営者に対する研修の充実を図る。

- さらに、幼児教育に関する専門性の向上を図るとともに、子育ての支援を必要とする保護者への指導・助言、家庭教育、小学校教育との連携・接続といった幼児教育をめぐる様々な課題に対応する力を養うため、幼稚園教員のより上位の幼稚園教諭免許の取得や、小学校教諭免許状・保育士資格の併有を促進するとともに、例えば、幼稚園教員・保育士の養成課程における小学校との接続に関する内容の充実、幼稚園教員・保育士と小学校教員の合同研修の実施、幼稚園と小学校双方の指導が行えるような人材の育成など、教員養成課程・保育士養成課程、研修及び教員免許制度等について必要な検討を行う。（再掲）

併せて、小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等の教員等の人事交流や、施設間の連携において中核となる職員（連携推進教員）の配置等を進めることにより、相互理解と相互の資質・能力の向上を促進する。その際、これらの取組を効果的に推進するため、小学校の管理職が連携の重要性について理解し、幼稚園、保育所、認定こども園との連絡・調整等について積極的な役割を果たすことが期待される。

- また、幼稚園・保育所・認定こども園等と地域の大学の教員養成課程・保育士養成課程や研究科その他の幼児教育研究団体や研究機関との連携体制を強化することにより、教員等の資質能力の向上に関する課題について共通理解を図るとともに、その課題の解決に向けた取組（例えば教育実習や研修内容の充実等）を相互に連携しながら促進することが必要である。

- さらに、幼稚園・保育所・認定こども園等において、管理職の下で、教育課程・保育課程や指導計画、研修、職員のマネジメントを担うことのできる人材を育成するため、研修等の内容の充実を図るとともに、各園において、それらの人材を有効に活用できるような組織体制の整備を進めることが重要である。

③幼児教育に関する適正な評価システムの導入

- 幼児教育の質の向上を図るためには、幼稚園・保育所・認定こども園等において、自己評価を確実に実施するとともに、関係者評価や第三者評価を進め、取組の成果を適切に評価し、その結果を施設の運営や環境づくり、教育課程等に生かすことにより、持続的に改善を促す PDCA サイクルを構築することが必要である。
- このため、子供の学びの成果（アウトカム）、指導方法、施設の運営や環境等に対する評価を行う際の観点や方法に関する指針等を作成するとともに、幼児教育の質に関する評価の仕組みを構築する。

④幼児教育に関する研究拠点の整備、実証的な調査研究の推進

- 近年、諸外国において、米国のペリー就学前計画における研究を始め、質の高い幼児教育が、その後における進学率の上昇や所得の増大、犯罪率の減少をもたらすなど、教育的・社会経済的効果を有するとの実証的な研究成果が得られている。また、幼児教育により、認知的能力のみならず、非認知的能力を高めることで、長期的効果が表れるという成果も得られている。
- 我が国において、質の高い幼児教育を実現するためには、幼児教育の意義、我が国における幼児を取り巻く環境や発達に関する課題、効果的な指導方法等について、科学的・実証的な検証を通じて明らかにし、国として、それらのエビデンスに基づいた政策形成を促進することが必要である。
- とりわけ、幼児期に育むべき認知的能力・非認知的能力とは何か、それらを育む教育内容・指導方法・環境等についての調査研究が急がれる。

- このため、国が中心となって、大学等の研究機関、地方自治体、幼児教育研究団体、幼稚園・保育所・認定こども園等との連携による実証的な調査研究や、脳科学・発達心理学などの隣接諸科学の成果を踏まえた学際的アプローチによる科学的な調査研究を促進するとともに、これらの研究成果をデータベース化するなどして集約・整理し、地方自治体や幼稚園・保育所・認定こども園等へフィードバックする枠組みを構築する。
- 特に、国立大学附属幼稚園においては、大学との連携により附属学校の特性を活かした先導的・実験的な幼児教育の実践を行うとともに、地域の教育委員会等と連携しながら、地域の教育課題を踏まえた調査研究に取り組むことが期待される。
- 国は、大学・研究機関、幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の調査研究やこれらの関係機関をつなぐネットワークの構築等について支援を行うとともに、こうした取組の実施状況を踏まえつつ、国における幼児教育の研究拠点（ナショナルセンター）の整備に向けた検討を行う。
- なお、これらの調査研究によって得られた、幼児教育の意義や効果的な指導方法等に関する科学的知見等の研究成果については、家庭や地域、幼稚園・保育所・認定こども園等の関係者等に対してもわかりやすく周知し、関係者の間で共通理解を図ることが必要である。

(2) 質の高い幼児教育の提供体制の確保

① 地方自治体等における幼児教育の推進体制の整備

- 新制度の施行により、市町村は就学前の教育・保育に係る提供体制や振興方策に関する事業計画を策定するなど、市町村の就学前の教育・保育に係る施策を総合的に実施することとなる。しかしながら、今後の幼児教育の一層の振興を図るために市町村がどのような役割を果たし、どのような体制を構築していくかといった点については、制度の上で明確とはなっていない。
- こうした状況を踏まえ、地域の公教育を担う立場の市町村が、地域の幼

児教育について責任を持ち、国や都道府県と連携しながら中心的な役割を担うことを制度上、明確化することが重要である。その際、例えば私立幼稚園においては、それぞれ建学の精神に基づいて特色ある教育活動が行われていることなど、各施設の状況を考慮しながらも、地域の実情に応じて、幼稚園教育要領等で示される幼児教育の水準を満たした質の高い幼児教育が提供されることが求められる。

- また、市町村は、幼稚園・保育所・認定こども園等を通じて、質の高い幼児教育を提供するため、首長のリーダーシップの下で、今後市町村に設置される総合教育会議の場等を積極的に活用して、市長等の首長部局と学校教育や家庭教育支援を所管する教育委員会の相互の役割を明確にししながら、人材育成、調査研究、施設への指導・助言等について、相互に連携を図りつつ、総合的かつ計画的に取り組むことが期待される。
- さらに、自ら設置する公立幼稚園等を活用しながら、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有する人材の育成を進め、幼児教育の質の向上に取り組む専任の職員を配置し、幼保小連携や幼稚園等を活用した調査研究事業等を推進する体制を整備することが重要である。
- 地域の幼児教育の質の向上を図るためには、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して、横断的に教育内容や指導方法、指導環境の改善等について指導・助言を行うとともに、幼稚園・保育所・認定こども園等の連携を推進することができる人材（「幼児教育アドバイザー（仮称）」）を配置することが重要である。このため、市町村は、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有する人材の育成を進め、それらの人材を「幼児教育アドバイザー（仮称）」として配置するなど、必要な体制の整備を進める。
- 都道府県は、市町村が質の高い幼児教育を提供できるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、幼児教育のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な対応が必要な施策を講じることが必要である。例えば、県内に幼児教育の中核を担う幼児教育センターを設置し、当該幼児教育センターを拠点とした教員・保育士等に対する研修の充実、「幼児教育アドバイザー（仮称）」の資質能力の向上、配置の促進等に取り組むことが期待される。

- 国は、市町村が質の高い幼児教育を提供できるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、市町村における幼児教育の推進体制を支援する施策その他の必要な各般の措置を講じることが必要である。例えば、質の高い幼児教育に関し必要な基準の策定や財政支援、実証的な調査研究や情報提供等が期待される。

②障害のある子供への適切な支援体制の整備

- 乳幼児健康診査や就学時健康診断等の機会を積極的に活用することにより、子供の障害を早期に発見するとともに、障害のある子供の育ちや学びを地域全体で支えるため、地方自治体における教育委員会、福祉部局その他特別支援学校、療育センター、医療機関、大学等の関係機関と幼稚園・保育所・認定こども園等との連携体制を整備する。
- 乳児期から青少年期まで、発達の段階に応じた継続的な支援を行うため、障害のある子供や気になる子供に関する情報（障害の状態、必要とされる支援の目標や内容、支援に当たっての留意事項等）を一元化し、小中学校等へ引き継ぐための記録（「個別の教育支援計画」を含む。）の作成に当たって参考となる情報の収集等を行う。
- とりわけ、近年、発達障害には早期発見・早期対応が効果的であるという報告があることも踏まえ、幼児期から発達障害のある子供への支援充実を図っていくことが重要である。
- また、インクルーシブ教育システムの理念も踏まえ、障害のある子供が、幼稚園・保育所・認定こども園等において、障害のない子供と共に安心して過ごせるよう、必要な施設整備の支援を行うとともに、専門的知見を有する人材の配置・派遣を促進することが重要である。
- さらに、「5歳児健診」を始め、市町村独自で実施している施策の状況や成果、課題等を踏まえ、必要に応じ、国においても、関連施策の制度化や支援体制を含め検討を行う。

③家庭や地域の教育力の向上

- 近年の核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化など

社会環境の急速な変化により、家庭や地域における教育力が低下し、本来なら家庭や地域で身に付けているはずの生活習慣等が身に付いていない等の問題が生じている。

- 本来、家庭は、愛情やしつけなどを通して幼児の成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する場であり、地域は、様々な人々との交流や身近な自然とのふれあいを通して豊かな体験をさせる場である。
- また、幼稚園・保育所・認定こども園は、幼児の家庭での成長を受け、集団活動を通して、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、教員や保育士等に支えられながら、幼児期なりの豊かさに出会う場である。
- 子供の健やかな成長を社会全体で支えるためには、幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域がそれぞれの場での教育機能を向上させるとともに、相互の連携・協力の重要性について共通理解を図りつつ、子供の学びや成長をより豊かにするという目的に向かって、一体となって取り組むことが重要である。
- このため、家庭教育の担い手である親の学びを支援するため、公民館等の社会教育施設等における学習機会の提供を行うとともに、幼稚園・保育所・認定こども園等における子育て広場等の開催や地域の子供・保護者に対する相談体制を整備するなど、家庭教育に対する支援を充実する。その際、家庭教育支援に係る専門的知見を有した地域人材の養成を進めるなど、家庭にとって身近な支援体制とすることが重要である。
- また、幼稚園・保育所・認定こども園における PTA 活動や保護者会等を通じて保護者同士の交流を進め、子育ての喜びや楽しさ、充実感を味わいながら、幼稚園・保育所・認定こども園や地域との繋がりを深めていくことも期待される。
- とりわけ、3歳未満児を家庭で養育する保護者が孤立しやすい傾向にあるため、幼稚園・保育所・認定こども園が地域の子供を育てる幼児教育センターとして、その専門性やノウハウを生かし、保護者が子育ての喜びや生きがいを実感できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園におけ

る親子登園や相談事業、一時預かり等の取組の充実を図るとともに、乳幼児健康診査等の機会を活用した相談や情報提供等の支援を推進すること等により、子育て支援の充実を図ることが必要である。

- その際、各施設は、自らの専門性やノウハウを生かしながら、必要に応じて家庭教育支援の取組とも連携しつつ、親の子育てに対する不安やストレスを解消し、その喜びや生きがいを取り戻して、子供のより良い育ちを実現する方向となるよう子育て支援を行うとともに、家庭・地域における生活から集団での学習活動へ円滑に接続できるように取り組むことが必要である。
- さらに、子供は、乳幼児期から子供同士のコミュニケーションを行う中で、他者との協同の精神を学び、それがその後の社会性の発達の基礎となると考えられることから、子供同士のコミュニケーションが不足しがちな乳幼児期において、幼稚園・保育所・認定こども園等、家庭、地域が連携して、子供同士のコミュニケーションの機会を積極的に確保することが重要である。
- その際、経済的困窮、虐待など、支援を必要としながらも支援が届きにくい様々な問題を抱える家庭に対しては、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進するとともに、当該家庭の子供が通う幼稚園・保育所・認定こども園等と教育委員会、市町村虐待担当部署や児童相談所などの関係機関が連携強化を図るなど、より十分な支援を行っていくことが必要である。
- また、子供の健やかな成長を社会全体で支えるという点において、地域社会が果たしてきた役割は大きく、核家族化や地域における地縁的つながりの希薄化が進む現代社会においても、地域が一体となって子供の学びや成長を豊かにするという観点から、地域人材の幼児教育への積極的な参画を図るため、市町村や各園が中心となって、地域人材を活用した教育内容・方法の充実等に取り組むことが重要である。
- さらに、地域における幼児教育の課題に関する保護者や地域住民の理解を深め、互いに連携して地域の子供の育ちを支援していく体制を整備するため、幼稚園、保育所、認定こども園等の保護者同士の連携・交流を促進

するとともに、学校運営協議会の設置促進や学校評議員制度の積極的活用等により、保護者や地域住民等の幼稚園、保育所、認定こども園等の運営への参画を促進する。

- なお、家庭教育の充実を図る観点から、企業において、「親と子が共に育つ」視点に立って、より一層子育て家庭に対する理解を深め働き方の見直しを進めるなど、社会全体でワーク・ライフ・バランスの改善を図ることも重要である。

具体的には、企業において、育児休業制度等の普及・取得率の増加、労働時間の短縮、短時間勤務制度、在宅勤務制度等が進むよう促すことが重要である。

(3) 幼児教育の段階的無償化の推進

- 幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、全ての子供が、幼稚園・保育所・認定こども園等を通じて、質の高い幼児教育を誰もが安心して受けることができるよう、幼児教育の無償化を推進することが極めて重要である。
- その重要性を認識した先進諸国を始めとした諸外国では、学校教育制度・保育制度のどちらに組み入れられているかの違いはあるものの、おおむね3歳から5歳において教育・保育の無償化が進められている。
- 幼児教育の無償化は、我が国においても取り組むべき喫緊の課題であり、特に、小学校教育との円滑な接続を図る観点から、5歳児の環境整備を急ぐ必要がある。
- その際、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、経済的に困難な状況にある低所得世帯の子供に対する幼児教育の機会を確保することが重要であることから、低所得世帯への無償化や軽減措置に留意が必要である。
- また、幼児期は一般に親の年齢が若く、収入も少ないことが多く、教育費の負担軽減は少子化対策にも資すると考えられることから、多子世帯への無償化や軽減措置にも留意が必要である。

- これらの幼児教育の無償化を段階的に推進するため、必要な財源の確保方策について、政府・与党が一体となって検討する。

(4) 幼児教育の充実のための財政支援の充実

- 前述2. (1) から (3) までの幼児教育の質の向上に必要な施策が確実に実施されるよう、国及び地方自治体は一体となって必要な財源の確保を図ることが必要である。
- さらに、幼児教育の質の向上を図るためには、幼児教育を担う施設や人材等の確保及び充実等の環境整備が不可欠であることから、平成27年度4月から施行された新制度を適切に運用することが重要である。
- そのためには、新制度の下で、新制度の本来の目的でもある幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の質の向上が行われるよう、十分な施設型給付を確保することが必要である。このため、消費税収以外の財源も含む1兆円超の財源を確保した上で、質改善等を早期に実現すべきである。
- また、新制度に移行しないことを選択した幼稚園も、我が国の幼児教育の中核的機関であることから、子ども・子育て関連3法に対する衆議院及び参議院の附帯決議を踏まえ、私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の一層の充実を図ることが必要である。
また、特別な補助など、上乘せの私学助成の継続について検討することが必要である。
- なお、新制度施行後当分の間は、教育標準時間認定（1号認定）の子供に係る施設型給付は、私学助成等における国と地方自治体の私立幼稚園に対する財政支援の状況等を踏まえ、公定価格の設定による急激な変化を緩和し円滑な移行を図るため、「全国统一費用部分」と「地方単独費用部分」から構成されることとなっているが、全国のいずれの市町村においても、私立幼稚園に対し十分な施設型給付が確実に支給されるようにすることが必要である。
- また、新制度における公定価格の設定については、新制度施行後におい

でも、地域の実情に応じ、質の高い幼児教育を実施しうるものとなっているかという観点等から、絶えず検討を行い、必要に応じて見直しを行う。

- さらに、地域の子育て支援のニーズにきめ細やかに対応するため、幼稚園における「預かり保育」等に対しては、新制度において、私立幼稚園が従前どおり「預かり保育」を実施できるよう、「一時預かり事業（幼稚園型）」を創設している。この「一時預かり事業（幼稚園型）」は、市町村事業であるが、これまで「預かり保育」を実施してきた私立幼稚園が新制度に円滑に移行した場合、市町村から私立幼稚園に対し「一時預かり事業（幼稚園型）」を確実に委託し、その財政支援の充実が図られるようにする。

（５）新制度の検証

- 平成27年4月から施行された新制度については、市町村における幼児教育の振興に向けた取組や意欲の差が大きいため、まずは、全ての市町村で幼児教育の推進体制が整備されることが重要である（2.（2）①参照）。
- また、新制度の施行後、法律に基づき、制度の全体について様々な観点から見直しが行われることとなるが、幼児教育の質の向上のための取組が市町村において確実に実施されているかという幼児教育の振興の観点から、例えば以下の事項について検証を行い、必要に応じて新制度の見直しについて検討を行う。
 - ・ 3歳未満児を家庭で保育する場合の支援の充実
 - ・ 幼稚園の預かり保育の位置付けの明確化と財政支援の確保
 - ・ 教育標準時間認定（1号認定）の子供に対する十分な施設型給付の確実な措置
 - ・ 市町村における幼児教育の推進体制の整備
 - ・ 市町村における公私間、幼保間、新制度・現行制度間で均衡のとれた公正な利用者負担額の設定
 - ・ 教職員等の処遇・配置の改善、資質能力の向上

3. 「幼児教育振興法（仮称）」の制定

- 幼児教育は生涯にわたる人格形成を培う非常に重要なものであり、その振興は、国家戦略として政府・与党あげて全力で取り組むべき重要課題である。

- 幼児教育の振興に当たっては、このような認識の下、広く国民の理解を得つつ、文部科学省だけでなく関係省庁を含め、政府全体として取り組み、都道府県・市町村においては、本提言を踏まえ、幼児教育の在り方について主体的に考え、その振興に積極的に取り組むことが必要である。

- また、幼児教育の一層の振興を図るためには、国として幼児教育の重要性・意義等の基本的理念について示すことが必要である。さらに、この基本的理念等に基づき、市町村を中心として、国、都道府県、家庭及び地域が、上記の幼児教育の振興方策について一体となって取り組む体制を確実に整備することが必要である。そのためには、新しい法律（「幼児教育振興法（仮称）」）の制定が不可欠と考える。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・全国保育協議会 平成27・28年度事業執行体制決まる…………… 1
- ・『保育所の雇用管理のための事例集』及び『保育士が働きやすい職場づくりのための手引き』が発行される…………… 2
- ・平成27年度社会福祉法人広報強化セミナー(社会福祉協議会・社会福祉施設) 申込受付開始!…………… 2

◆全国保育協議会 平成27・28年度事業執行体制決まる◆

6月16日に開催された平成27年度第2回常任協議員会において、正副部会長等が下表のとおり決定されました。新たな事業執行体制により事業運営等を進めてまいります。

なお、5月15日の平成27年度第1回協議員総会時に後日選出となっていた公立保育所等代表の副会長には、清水淳子協議員(横浜市/竹之丸保育園)が選出されました。

全国保育協議会 部会・委員会 担当副会長・正副部会長 [敬称略]

	総務部会	広報・調査部会	研修部会	地方組織部会	公立保育所等委員会
担当副会長	佐藤 秀樹 (青森県)	奥村 尚三 (川崎市)	小島 伸也 (富山県)	森田 昌伸 (和歌山県)	清水 淳子 (横浜市)
部会長	佐藤 成己 (大分県)	大和 忠広 (徳島県)	森田 信司 (大阪府)	平塚 幹夫 (宮城県)	※委員長は後日、公立保育所等委員会における互選により決定
副部会長	佐野 健一 (横浜市)	渡邊 正善 (山口県)	前田 武司 (石川県)	廣瀬 集一 (山梨県)	

◆『保育所の雇用管理のための事例集』及び『保育士が働きやすい職場づくりのための手引き』が発行される◆

待機児童の解消を図るため、現在、『待機児童解消加速化プラン』に基づき、40万人分の保育の受け皿の拡大を進める中、保育を担う保育士の確保が重要となっています。

国においては、2015年1月に『保育士確保プラン』を策定し、必要となる保育士の確保に向け、様々な対策を講じているところですが、保育士確保に当たっては、保育士の離職防止の観点からも、『働きやすい職場づくり』『働き甲斐のある職場づくり』をめざした雇用管理の改善が重要です。

このため、厚生労働省では、保育所等に対してヒアリングなどを実施し、今般、「保育所の雇用管理のための事例集」及び「保育士が働きやすい職場づくりのための手引き」を発行しました。

なお、本事例集及び手引きにつきましては、厚生労働省ホームページ（下記参照）にも掲載しておりますので、ご活用ください。

○保育所の雇用管理のための事例集

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/jireisyuu_602.pdf

○保育士が働きやすい職場づくりのための手引き

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000088678.pdf>

◆平成27年度社会福祉法人広報強化セミナー

（社会福祉協議会・社会福祉施設）申込受付開始！◆

～本年度のテーマは、社会福祉法人の存在意義を発信する戦略的広報～

本セミナーは、社協・福祉施設において広報活動を具体的・実践的に進めていくための知識・情報を理解するとともに、効果的な広報戦略について学びあうことを目的にして開催するものです。

皆さまの参加を、お待ちしております。

日 時：平成27年8月31日（月）～9月1日（火）

会 場：全国社会福祉協議会 会議室

対 象：社会福祉法人・福祉施設ならびに都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会で広報活動を担当するリーダー等

参加費：10,000円（宿泊代等別途）

申込締切：平成27年8月10日（月）必着

【講師】

- 実践報告 「公益活動の展開、社協・福祉施設の協働と広報」
神奈川県社会福祉協議会 福祉サービス推進部
ライフサポート担当課長 大関 晃一 氏

- 講義・演習 「社協、社会福祉法人・福祉施設の戦略的広報と実践に取り組む(仮)」
 - < I 社協職員コース >
東海大学文学部 広報メディア学科 教授 河井 孝仁 氏
 - < II 施設職員コース >
田園調布学園大学 社会福祉学科 教授 村井 祐一 氏

※ただし、定員に達し次第締め切ります。

申込方法：開催要綱及び申込書を下記URLよりダウンロードのうえ、FAXにてお申込みください。

<http://zenshakyō.net/download/kaisaiyoko.pdf>

問合せ先：全国社会福祉協議会 政策企画部広報室

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 27 年度 保育三団体協議会代表者会議（第 3 回）、実務者会議（第 3 回）開催…………… 1
- ・通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」が発出…………… 2
- ・自治体向け FAQ（よくある質問）（第 9 版）、公定価格に関する FAQ（よくある質問）（Ver. 9）が示される…………… 2
- ・第 59 回全国保育研究大会 フリー発表分科会研究発表の募集について…………… 3

◆平成 27 年度 保育三団体協議会代表者会議（第 3 回）、 実務者会議（第 3 回）開催◆

平成 27 年 6 月 22 日、保育三団体協議会代表者会議（第 3 回）、実務者会議（第 3 回）が開催されました。

先般、6 月 4 日に「平成 28 年度予算、子ども・子育て支援新制度への要望」（全保協ニュースNo.15-09 で既報）を厚生労働省ならびに内閣府へ提出いたしました。大卒の予算・制度要望を踏まえ、新制度が施行されたことで生じた課題について要望していくために、全保協においては、5 月 27 日付で常任協議員あてにブロック内の意見集約を依頼しました。それにより各地方組織から寄せられた意見等を 6 月 16 日に開催された第 2 回常任協議員会においてとりまとめ、団体間で協議・意見交換を行いました。

上記、「新制度が施行されたことで生じた課題についての」要望は、保育三団体協議会としてとりまとめ、7 月中旬を目途に所要の関係府省に申し入れることとしています。とりまとめた要望の内容等については、本ニュース等であらためてご報告いたします。

◆通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」が発出～各種算定項目の要件が示される◆

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」が平成27年3月31日に公布されたところですが、今般、この実施に伴う留意事項が示されました。

本留意事項は、平成27年3月10日に開催された「自治体向け 子ども・子育て支援新制度説明会」において示されていた“案”が、正式に発出されたものです。

各市町村における、各種の加算認定申請にあたってご参照ください。なお、「処遇改善等加算」の加算率認定については、別途通知が発出されていますので（全保協ニュースNo.15-02で既報）、こちらも併せてご参照ください。

3月10日の内容から変更となっている主な点は下記の通りです。

○認定こども園 ※下線部が追加

【基本分単価に含まれる職員構成】

主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等を2人 （うち1人は非常勤講師等でも可とする）

※通知の全文は、以下の内閣府ホームページからご覧いただけます。

内閣府 > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

◆自治体向けFAQ（よくある質問）（第9版）、公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.9）が示される◆

子ども・子育て支援新制度に関する、内閣府への質問と回答が、内閣府ホームページに掲載されています。6月17日に、自治体向けFAQ（よくある質問）（第9版）、公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.9）が掲載されました。

通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」が発出されたことを受け、これまで取扱いが『予定』とされていた事項について、その対応が整理されて明示されています。

加算の認定申請にあたって確認すべき要件等が示されていますのでご参照ください。

※通知の全文は、以下の内閣府ホームページからご覧いただけます。

内閣府 > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q&A 集
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

◆第 59 回全国保育研究大会 フリー発表分科会 研究発表の募集について◆

全国保育協議会では、本年 11 月に開催いたします「全国保育研究大会」において、保育・子育て支援関係者が自由なテーマで研究発表し、協議・交流を深める場として「フリー発表分科会」を設けることとしています。

この機会に是非、日頃の保育・子育て支援に関する研究活動の成果をご発表いただき、子どもを主体とした実践にむけ、多くの参加者と情報共有をいただきたく存じます。

発表の応募は 7 月 8 日（水）まで受け付けております。多くの皆さまのご参画をお待ち申しあげております。

【発表日】平成 27 年 11 月 12 日（木） ※第 59 回全国保育研究大会 2 日目

【会 場】山口県山口市内（未定・会場は後日ご案内いたします）

【発表時間】25 分程度（研究発表：20 分、質疑応答：5 分）

※応募者の人数により、多少変更する場合があります。

【募集内容】保育・子育て支援に関する研究発表

- * 研究テーマの例につきましては、募集要項をご覧ください（全保協ホームページからダウンロードいただけます）

【研究発表者の条件】

全保協会則第 4 条に定める会員に所属する関係者または、保育・子育て支援に係る行政関係者であること

- * 同一研究の研究発表者は 2 名までとします（登壇は研究発表者のみとし、機材操作のみでの登壇は原則認めません）。
- * 研究発表者は、当日資料に氏名等の記載を行います。

【応募の手続き】

所定の様式（全保協ホームページからダウンロードいただけます）にそって「研究発表内容の概要」「フリー発表分科会応募用紙」を作成いただき、全保協事務局まで郵送またはメールでご送付ください。

【応募締切】平成 27 年 7 月 8 日（水）

- * 研究発表者は、第 59 回全国保育研究大会運営委員会にて選考し、決定します（8 月下旬を予定）。
- * 研究発表者として決定された場合には、応募時の提出物とは別に、「研究発表用のレジュメ」を作成し、ご提出いただきます。

☆ 研究発表者は、第 59 回全国保育研究大会の参加費及び参加者交流会費が免除となり

ます（研究発表者2名の場合、2名とも参加費及び交流会費は免除となります）。
☆ 研究発表者は、全国保育協議会・全国保育士会「保育活動専門員」認定制度の発表ポイント加算対象【50ポイント】となります（研究発表者2名の場合、2名ともポイントが付与されます）。

【募集要項】

募集要項・応募様式は全保協ホームページ「研修会・大会等案内」からダウンロードいただけます。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

【お問い合わせ・応募用紙送付先】

全国保育協議会事務局

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4階

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL. 03-3581-6503/FAX. 03-3581-6509

E-MAIL. zenhokyo@shakyo.or.jp

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 処遇改善等加算に占める「賃金改善要件分」が算出可能に ～全保協ホームページ「公定価格試算表示システム」に昨日を追加…………… 1
- ・ 平成 28 年度税制、社会福祉制度・予算に関する要望書を提出…………… 2
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤルが利用しやすくなりました…………… 3
- ・ 「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」の改正について… 3

◆ 処遇改善等加算に占める「賃金改善要件分」が算出可能に～全保協ホームページ「公定価格試算表示システム」に機能を追加◆

全保協では、子ども・子育て支援新制度における「平成 27 年度公定価格」に対応した給付（収入）額を試算するシステムを、全保協ホームページに公開しています。

この度、処遇改善等加算に占める「賃金改善要件分」に基づく『加算見込額*』を、全体の給付とは別に表示する機能を追加いたしました。

処遇改善等加算については、全保協ニュースNo.15-02（27 年 4 月 7 日）で既報のとおり、平成 27 年 3 月 31 日、通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」で、下記取扱いが示されています。

〔加算の要件〕

- ・ 賃金改善の具体的内容を記載した「賃金改善計画書」を作成し、職員に対して周知すること
- ・ 加算実績額と賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合は、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること
- ・ 年度終了後すみやかに、「賃金改善実績報告書」を提出すること」 等

今般の機能追加により、上記、「賃金改善計画書」に記載が求められる、『加算見込額』を算出することができます。

現場の処遇改善がはかられるよう、速やかな申請手続き等に向けて本システムをご活用ください。

*加算見込額…処遇改善等加算（基礎分・賃金改善要件分）のうち、賃金改善要件分の加算見込額（年額）。

(算式)

「当該年度における各月初日の利用子ども数（広域利用子ども数を含む。）の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「処遇改善等加算の単価の合計額」×「賃金改善要件分に係る加算率（％）×100」×「12月（賃金改善実施機関が12月に満たないときは、支援法による確認を受けたときから直近の3月までの月数）」（年齢区分ごとに算出した額を合算し、千円未満の端数は切り捨て）

【公定価格試算表示システム 一処遇改善等加算 入力画面】

加算率は、職員1人当たり平均勤続年数に応じて、次の「加算率区分表」の基礎分・賃金改善要件分をそれぞれ選択してください。選択した加算率に基づき、試算結果画面で「加算見込額」を表示します。

※加算率区分表はこちら

※ただし、平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限っては、次の「保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表」の(1)平成26年度の平均勤続年数に該当する場合は、(2)の平均勤続年数に対応する(3)賃金改善要件分の値とします。

※保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表

なお、加算に係る要件の詳細は、以下の資料「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」を参照のうえ、各市町村での認定の取扱いをご確認ください。

※施設型給付費等に係る処遇改善等加算についてはこちら

基礎分 % (0~12)

賃金改善要件分 % (0~4)

●加算率

【公定価格試算表示システム 一算定額 表示画面】

算定額

下記が、入力・選択いただいた内容に基づく保育所(保育認定2・3号)【中心園(本園)】の公定価格試算結果となります。

試算結果の【全体】を印刷する

試算結果の【概要】を表示する

公定価格試算結果(保育所(保育認定2・3号)【中心園(本園)】)

4月～2月の月額 ×11ヶ月 + 3月の月額 = 年間見込額 円

●「加算見込額」... 処遇改善等加算(基礎分・賃金改善要件分)のうち、賃金改善要件分の加算見込額(年額)。
 ※「加算見込額」は、処遇改善等加算の認定申請に係る「賃金改善計画書」に記載が求められています。

公定価格年間見込額のうち、処遇改善等加算の賃金改善要件分の額が表示されます。

円

◆平成28年度税制、社会福祉制度・予算に関する要望書を提出◆

全社協政策委員会(全保協は構成団体)が、平成28年度税制、社会福祉制度・予算に関する要望書を6月11日に厚生労働大臣に提出しました。本要望書(別添要望書参照)は、6月4日に全保協が手交した要望書(全保協ニュースNo.15-09で既報)の内容を反映したものとなっています。

要望書は、全社協政策委員会井手之上優委員長から鈴木俊彦社会・援護局長に対して手渡し、主要事項を説明したのちに意見交換を行いました。

鈴木俊彦社会・援護局長は、政府の予算全体が非常に厳しい状況にあり、経済財政

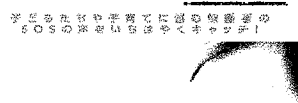
諮問会議や自民党に設置された財政再建に関する特命委員会等の議論を注視していく必要があること、財政再建のためには予算の効率化が必要であり、大幅な削減が見込まれること、社会保障と地方財政のあり方が重要になるとの旨の課題を提起されました。さらに消費税10%となる平成29年以降の制度・施策を決めていくのが平成27・28年度であり、1年1年が厳しい議論になるだろう、と発言されました。

なお、本要望書は6月17日に内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）へも提出されています。

◆児童相談所全国共通ダイヤルが利用しやすくなりました◆

児童虐待防止対策を念頭に、現在 10 桁の児童相談所全国共通ダイヤルが、子どもたちや保護者の SOS の声をいち早くキャッチするため、平成 27 年 7 月 1 日（水）より覚えやすい 3 桁番号（「189」番（いちはやく））になりました。

平成27年7月1日(水)から
児童相談所全国共通ダイヤルが3桁の番号になります。



児童相談所全国共通ダイヤルとは・・・

○「虐待かも」と思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。

189番にかけると
近くの児童相談所につながります。

○『児童相談所全国共通ダイヤル』にかけるとお近くの児童相談所につながります。



○通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

◆「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」の改正について◆

循環式浴槽をはじめとする公衆浴場等の施設設備における具体的な管理方法が厚生労働省健康局生活衛生課長通知「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」にて示されていますが、今般、厚生労働科学研究で最新の知見等が得られていること等を踏まえ、改正が図られました。

なお、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日 健衛発第0528003号）に基づく遊泳用プールについて、気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備等の循環式浴槽と同様の設備が設けられている保育所等においては、当該設備の管理が本マニュアルに準じて行われることとなりますので、ご確認ください。

マニュアルは以下よりご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000085122.pdf>

平成27年6月11日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

平成28年度 税制、社会福祉制度・予算に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

【重点要望事項】

《税制要望事項》

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

《福祉制度・予算要望事項》

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保
2. 社会福祉法人の公益事業・活動の取組と法人基盤の強化
3. 地域における生活困窮者自立支援における総合相談・生活支援体制の強化
4. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化
5. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充
6. 子ども・子育て支援新制度による保育等施策の拡充と保育の質の向上、社会的養護施策の確実な推進
7. 介護・障害・児童分野の福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化

※上記の「重点要望事項」を含め、「税制要望事項」2項目、「福祉制度・予算要望事項」13項目を要望（3～15頁）

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

(1) 社会福祉法人の法人税非課税の堅持

- ・社会福祉法人は、その非営利性・公共性のもとに税制優遇の対象となっており、また、人口減少・超高齢化、社会経済情勢の変化のなか、社会福祉法人が地域において果たすべき役割はますます重要になっています。社会福祉法人制度の基幹の仕組みである現行の社会福祉法人の法人税非課税の税制堅持を要望します。

(2) 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄附金制度の堅持

- ・公益目的としての財源供給を細くする軽減税率の見直し、みなし寄附金制度の見直しは、社会福祉事業や公益的な諸活動の取組拡大を阻害するものであり、現行制度の堅持を要望します。

2. 生活困窮者支援事業にかかる固定資産税等の非課税の実現

- ・生活困窮者就労訓練事業を行う福祉施設・事業所が取り組みやすい環境整備（固定資産税等の非課税〔現状は2分の1課税〕）を講じられるよう、要望します。

【福祉制度・予算要望事項】

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保

(1) 増大する福祉ニーズと質の向上のための平成 28 年度社会福祉関係予算の確保

- ・国は、社会保障支出についても聖域なく見直しに取り組むとし、前年度からの増加を最小限に抑えるとしていますが、人口減少・少子高齢化に伴う福祉、介護、少子化対策の拡充や生活困窮者対策等の増大に対応できる所要の予算確保を図られるよう、要望します。

(2) 消費税増税に向けての社会福祉制度の拡充のための財源の確保

- ・消費税増税分については、社会保障の安定財源確保と充実のため、「国民年金」「医療」「介護」「子ども・子育て」4分野に充当するとされていますが、10%増税に向けては、喫緊の貧困問題等セーフティネット対策の諸施策についても拡充することができるよう、社会保障財政の計画等を検討するよう、要望します。

2. 社会福祉法人の公益事業・活動の取組と法人基盤の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設、社協による公益事業・活動の取組促進

- ・社会福祉法人、福祉施設、社協等が、それぞれに有する資源、機能、専門職員を活かし、公益事業・活動として、地域で暮らす低所得世帯や生活困窮者等への支援を積極的に行うことができるよう、その環境整備を図られるよう、要望します。

① 措置費を含む資金使途の一層の弾力化の実現

- ・社会福祉法改正による公益事業・活動や生活困窮者自立支援などにもとづき、各種制度の狭間にある地域のさまざまな福祉課題・生活課題に積極的かつ先駆的に取り組んでいくため、措置費や保育所運営費について一定の条件のもとで使途の弾力化を図るよう、要望します。
- ・また、複数の施設経営法人と社協が連携・協力して取組を行う場合、資金を出し合うことが可能となるような仕組みを構築する必要があり、その対策を講じられるよう、要望します。

② 定款記載のあり方について

- ・公益事業・活動や生活困窮者支援など制度の狭間にある福祉課題・生活課題に対応する多様な取組を創出するにあたっては、試行的に行うことも必要であり、その際

に定款に記載していない事業を実施することについて、画一的に制約するような過度な行政指導が行われないよう対応を講じられるよう、要望します。

③ 職員配置基準のあり方について

- ・公益事業・活動や生活困窮者支援をはじめとする多様な取組にあたっては、各福祉施設等の定めにある人員配置基準を超える職員体制が必要となることが前提でありますし、中期的には職員の専従規定や配置基準そのもの、たとえば現在は各福祉施設・事業所を単位に定められているものを包括的に配置する等の取扱いを具体的に講じられるよう、要望します。

④ 既存事業との関係について

- ・公益事業・活動や生活困窮者自立支援における「就労準備支援事業」および「就労訓練事業」を拡充するためには、既存の就労移行支援や就労継続支援の枠組みを活用することが有効と考えられるため、当該支給対象者以外の利用を可能とする取扱いを具体的に講じられるよう、要望します。

(2) 社会福祉法人による公益事業・活動の促進に向けた基盤整備

- ・社会福祉法人・福祉施設、社協等による主体的な公益事業・活動や生活困窮者自立支援の取組においては、多様な地域の実情に応じて、当該市町村の社協、民生委員・児童委員等によるニーズ発見や住民参加による生活支援活動との連携が重要な課題であります。
- ・このための地域協議会の設置などにおいては、社協の組織・機能の活用とともに、福祉施設と社協の連携が図られるための基盤整備の具体化を講じられるよう、要望します。

3. 地域における生活困窮者自立支援における総合相談・生活支援体制の強化

(1) 生活困窮者自立支援制度の円滑な本格実施の取組強化

① 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施

- ・当該自立相談支援事業等の職員配置等については、早期発見・早期対応のためのアウトリーチ、多様な福祉課題・生活課題のある人々への就労を含むきめ細かな寄り添い型の支援、さらに新たな支援や各種福祉サービスの開発などの役割が十分果たせるよう、町村部も含めて地方自治体の規模や継続的な相談実績等に応じ十分な予算措置を講じられるよう、要望します。

- ・また、家計相談支援事業、就労準備事業など任意事業の実施状況は、自治体により格差が生じています。今後、相談・支援の解決策として任意事業の確保は重要であり、その普及促進について特段の措置を講じられるよう、要望します。

② 生活困窮者自立支援制度における相談支援員等専門職の研修等の充実

- ・多様で複合的な福祉課題・生活課題のある生活困窮者に対し、包括的な支援を適切に維持、向上させていくためには、相談支援員等専門職の養成研修の充実が不可欠です。
- ・国の養成研修については、相談支援員等専門職が早期に受講できる研修とすることや、職員数の多い自立相談支援事業の相談支援員の研修等については回数増を図るほか、都道府県段階での伝達研修を行う指導者研修の実施の予算措置を講じられるよう、要望します。
- ・さらに、都道府県等において事業実施主体や受託実施機関の連絡調整や、定期的なケース検討会などの研修機会の確保などに、必要な予算措置を講じられるよう、要望します。

(2) 日常生活自立支援事業の体制整備の強化

- ・日常生活自立支援事業は、開始から15年を経て利用者は年々増加し、判断能力の不十分な高齢者や障害者等への支援として、今後とも需要は高まることが想定されており、専門員や生活支援員の体制整備を一層図るための財源措置を講じられるよう、要望します。とくに、平成27年度一部導入の事業費補助については、事業実態を十分に勘案したうえで事業体制を整備するなど、効果的に良質な支援を行っている社協が評価される補助金体系となるよう、要望します。
- ・また、利用者の4割超が生活保護受給者ですが、その利用料が十分に財源措置されていない実態もあり、生活保護関連予算等での予算措置も含めた財源確保を講じられるよう、要望します。

(3) 総合的・横断的な施策展開が可能な地域福祉財源の構築、確保

- ・生活困窮者自立支援事業による自立相談支援や就労支援、学習支援などとともに、介護保険制度の新たな日常生活支援総合事業が開始されるなど、地域コミュニティでの総合相談・生活支援体制の構築とともに、多様な生活支援サービスなどへの住民参加によるニーズの発見、つなぎ、見守り・支援活動の展開も期待されています。
- ・その一方で、社会的孤立などを背景に福祉課題・生活課題が深刻化・多様化するなか

にあり、対象分野ごと・制度ごとの体制と運営では制度の狭間の課題が生じており、効果的・効率的かつ重層的な地域福祉施策の取組を図るために横断的かつ柔軟な財源措置が講じられるよう、要望します。

- ・とくに、地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターの配置も含め、制度や分野を超えた個別支援や住民活動や福祉活動の活動が展開できるよう、予算措置等においては、市町村が地域福祉の推進財源を横断的、弾力的、総合的に運用を行うための措置を講じられるよう、要望します。

(4) 生活困窮者自立支援における社会福祉法人・福祉施設による取組促進のための基盤強化

- ・生活困窮者自立支援法施行に伴い、生活困窮状態にある者・世帯等への支援のため、自立相談支援事業や就労訓練事業、中間的就労、学習支援事業等を行う社会福祉法人・福祉施設の機能強化のための基盤整備を講じられるよう、要望します。
- ・生活困窮者就労訓練事業を行う福祉施設・事業所が取り組みやすい環境整備(固定資産税等の非課税〔現状は2分の1課税〕)を講じられるよう、要望します。(再掲)

(5) 生活福祉資金貸付事業の相談支援機能の強化のための体制整備

- ・生活困窮者等の自立を支援する制度として生活福祉資金貸付事業の果たす役割が増しており、全国の市区町村社協における年間の貸付相談件数は47万件(平成25年度)を数えています。また、生活福祉資金(教育支援資金)の貸付件数は毎年1.4万件を数えるなど、子どもの貧困対策の観点からもその重要性が増しています。
- ・本貸付事業の特長は借受人に対する継続的な相談支援の実施であり、また生活困窮者自立支援制度との連携を実効あるものとするためにも、市区町村社協の相談支援への取組が重要です。このため相談員の配置は不可欠であり、十分な予算措置が講じられるよう、要望します。

4. 民生委員・児童委員の活動環境の改善

(1) 民生委員・児童委員活動費の増額確保

- ・介護保険制度における新たな介護予防・日常生活支援総合事業、増加する認知症高齢者に対する新オレンジプランの取組や、新たな生活困窮者自立支援の取組が期待されるなか、民生委員・児童委員のニーズ発見、つなぎ、見守り・支援にかかる取扱件数は増えており、今後もその増大傾向は続くものと想定されます。

- ・こうした情勢に応じて、民生委員・児童委員の特長を活かした取組を推進するためには、その支援活動の交通費や通信費等に充てる民生委員・児童委員活動費の増額と確保が不可欠であり、その実現を図られるよう、要望します。

(2) 研修事業費の充実強化

- ・住民の抱える課題が多様化・複雑化する中で、相談支援にあたる民生委員・児童委員の力量を高める研修の充実が不可欠になっています。
- ・とくに、民生委員・児童委員の6割強が2期以内の経験年数といった現状があり、研修の重要性が高まっています。身近な地域での研修機会を拡充するためにも、関係予算の増額を講じられるよう、要望します。

(3) 民生委員児童委員協議会活動費の増額確保

- ・さまざまな生活課題を抱える人びとが増加するなか、そうした人びとを早期に適切なサービスにつなぐためには、身近な相談役である民生委員・児童委員の存在をより一層地域住民に周知し、理解されることが重要です。
- ・そのためには、民生委員・児童委員の役割や活動を地域住民に適切に伝えるための積極的なPR活動が重要であり、また民生委員・児童委員による住民支援機能を高めるためにも民生委員児童委員協議会活動費の充実確保を実現されるよう、要望します。

5. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化

(1) 平成 27 年度介護報酬改定を踏まえた介護事業の安定運営のための対策の確保

- ・第6期介護報酬改定の影響について検証が必要であり、これまでの「介護事業経営実態調査」について、調査対象を全施設・事業所とし、調査方法や集計方法を見直すなど、介護の実態と課題を適切に明らかにするとともに、その実態と課題にもとづき、安定的な運営改善のための対策を講じるよう、要望します。

(2) 新たな日常生活支援総合事業等の市町村格差への対応と生活支援サービスの充実に向けた対策の強化

- ・新たな介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業は、市町村が持てる社会資源を十分活用し、あるいは創造し、地域の特性に応じて構築していくことが必要です。

とくに、新たな介護予防・日常生活支援総合事業は、地域住民や事業者など多様な主体による多様な生活支援サービスの充実・強化をめざすものですが、一方で居住する市町村によって、各介護サービスや支援内容に格差が生じないように支援策を講じられるよう、要望します。

- ・地域の要援護者に対し、さまざまな地域資源との連携による見守り・支え合い体制の構築により、きめ細かい支援を行うため、行政だけではなく、住民組織、民生委員、老人クラブ、NPO、医療・介護関係者等の専門職はもとより、地域住民等の参加により幅広い担い手の養成や、社会資源の開発および既存資源の連携等を十分に図るために市町村に対し必要な支援策を講じられるよう、要望します。
- ・また、生活支援コーディネーターの養成や協議体の設置に向けて、都道府県等における市町村の実態に即した必要な支援策を講じられるよう、要望します。

(3) 住み慣れた地域で認知症高齢者の生活の質を維持するためのサービス提供等支援体制の整備

- ・認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の着実な推進を図るとともに、認知症であっても住み慣れた地域で、生活の質を維持しつつ暮らしていけるよう、市町村をはじめ関係機関・団体や地域住民等幅広い関係者によるまちづくりや、支援体制の量的・質的充実に向けた取組の促進を図られるよう、要望します。
- ・支援体制の構築にあたっては、認知症当事者の意思を十分反映するよう、当事者・関係者への周知や協議の場の確保を図られるよう、要望します。

(4) 地域における総合的・包括的な相談・支援体制の強化

- ・後期高齢者が急増する 2025 年に向けて地域包括ケアシステムの構築をめざすなか、地域における総合的・包括的な相談・支援体制の強化が重要な課題です。
- ・とくに、地域包括支援センターは、総合相談・支援機関として中学校区程度を圏域とするセンターの設置（4,557 ヲ所〔平成 26 年 4 月現在〕→約 10,000 ヲ所〔中学校区に 1 ヲ所程度〕）促進が必要であり、あわせて在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化等よりきめ細かな対応が可能となるような機能強化のための対応策を講じられるよう、要望します。また業務量に見合う人員配置や職員の資質の向上を図られるよう、要望します。

(5) 老人クラブ活動等助成費の充実強化

- ・新たな介護予防・日常生活支援総合事業は、老人クラブによる生きがづくり、健康づくり等諸活動に包含されるものもあり、新たな介護予防・日常生活支援総合事業の取組にあつては、地域における柔軟で多様な生活支援の強化のための老人クラブ活動を通じた取組と連動させていくなどの対応を講じられるよう、要望します。

6. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充

(1) 障害者総合支援法の着実な推進と、施行後3年目途の見直しに基づく対応

- ・障害者権利条約の理念のもとに、障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要なサービスの総合的な確保・推進などをはかるために、平成28年度の改正障害者総合支援法施行において、一層の利用者主体の制度・施策としていく対策を講じられるよう、要望します。
- ・とくに、医療的ケア等が必要な重度者への支援体制強化、移動支援の拡充、利用者のニーズを基本とした支給決定や、ニーズに応じた就労支援等が行われるための事業体系の充実など必要な予算を確保されるよう、要望します。

(2) 障害者差別解消法等をふまえた取組の強化、権利擁護体制の拡充

- ・第4期障害福祉計画に係る基本指針に基づく施策の着実な実現が必要であり、福祉施設からの地域生活移行や一般就労への移行と定着の促進の継続、拡充等の関係する予算確保が図られるよう、要望します。
- ・平成28年4月施行となる障害者差別解消法の基本方針で謳われた差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、民間も含めた着実な推進体制の構築を講じられるよう、要望します。
- ・平成25年度に全国の自治体で受けた、養護者による虐待相談・通報件数が4,635件(前年度3,260件)であった実態に照らし、障害者虐待防止法にかかる虐待防止のための体制整備等関係施策の一層の充実を講じられるよう、要望します。

(3) 障害者就労支援施設への官公民需拡大に向けた予算の確保

- ・優先調達推進法による全国の市区町村に定められた義務としての調達方針策定は78.5%の達成率(平成27年1月現在)であり、障害者就労施設等からの積極的な調達の促進を図るための対策を講じられるよう、要望します。
- ・共同受注窓口の体制整備の強化推進が必要であり、窓口設置の継続的支援、円滑な運

営のための新たな補助などにより受注・生産体制を一層強化し、利用者の工賃引き上げに連動させる措置を講じられるよう、要望します。

(4) 障害者の地域生活に資する支援施設・事業所の安定的運営のための予算確保

- ・障害福祉サービス等報酬改定後の障害者支援施設・事業所の運営状況についての確かな把握を行うとともに、小規模な事業所であっても安定的なサービスが実現されるよう自立支援給付費等の関係予算を確保されるよう、要望します。

(5) 障害者の状況に応じたサービスの選択と利用の保障

- ・高齢障害者のニーズや状況に応じた介護保険サービスと障害福祉サービスの連動や利用等が保障される対策を講じられるよう、要望します。

① 65歳以降の高齢障害者によるサービス選択

- ・65歳以降の高齢障害者が住み慣れた地域において安心して暮らし続けるには、生活の継続性を確保することが重要であり、自らの意思で個々の障害程度や状況にあった必要なサービス選択ができるような仕組みとすべきであり、その対策を講じられるよう、要望します。

② 18歳から20歳の障害者のサービス利用の保障

- ・18歳から20歳の間は障害年金による所得補償がないため、自己負担が生じるサービス利用が困難となっています。制度の狭間の障害者のサービス利用について必要な支援策を講じられるよう、要望します。

7. 子ども・子育て支援新制度による保育等施策の拡充と保育の質の向上、社会的養護施策の確実な推進

(1) 恒久財源の早期確保と、人材確保・処遇改善を優先した改善策の実施

- ・今後、7,000億円の確保、さらには消費税以外の3,000億円超を含む1兆円超の財源確保の過程で質の改善が段階的に実施される場合は、保育現場の喫緊の課題である「人材確保」およびこれに直接影響する「処遇改善」への優先的な取組が必要です。
- ・とくに、職員の定着・確保を図るための職員給与の改善（+5%）、保育標準時間認定に対応した職員配置の改善、研修機会の確保、1歳児、4・5歳児の職員配置の改善など、平成27年度予算で実現されなかった「質の改善」に係る事項が早期に実現されるよう、要望します。

(2) 保育の質を高めるための実態に見合った給付の設定

- ・11 時間を開所する職員配置に見合った給付と、チーム保育等の保育の質向上のための加配を加算評価することが必要です。

① 開所時間に見合った給付設定

- ・保育標準時間（11 時間利用上限）への対応として創設された3 時間分の非常勤保育士分の基本単価参入分について、11 時間の開所と職員配置の実態に見合った給付となるよう、要望します。

② 教材準備や恒常的な研修時間の確保を可能とする体制構築のための給付設定

- ・延長保育も含む開所時間の実際に鑑みると、保育士はその勤務時間のほぼ全てを直接的な保育業務にあたらざるをえません。日々の教材準備や、保育の質の向上のための恒常的な研修時間を確保できる業務体制の構築が課題であり、その解消を可能とするチーム保育等のために保育士を加配する保育所について、その取組を評価する加算を創設するよう、要望します。

(3) 社会的養護施策の確実な推進

- ・社会的養護関係施設では、虐待を受けた子どもや障害がある子どもの増加、またDV 被害、精神疾患のある保護者への支援強化が喫緊の課題であり、養育・支援の質の向上のため、「社会的養護の課題と将来像」で提起されているチーム責任者や心理療法担当職員等専門職員の配置拡充等の予算確保を要望します。
- ・社会的養護関係施設を退所し進学・就労しても、さまざまな事情から中途退学・離職する子どもも多く、施設入所中からの自立支援と個別的なアフターケアが重要な課題であり、その支援を担う自立支援担当職員等の配置を要望します。また、自立援助ホームの全都道府県設置等の各種支援策の確立のための所要の財源確保を要望します。

(4) 看護師等の児童福祉施設への配置促進

- ・保育所、社会的養護関係施設の乳幼児については、疾病等への緊急対応が必要となることも多くなっており、児童福祉施設への看護師等の配置等、児童の健康管理体制が充実されるよう、要望します。

(5) 児童虐待・子どもの貧困等へ対応強化

- ・貧困の連鎖の防止に向け、すべての子どもが安定した生活環境のもと、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等、さまざまな世帯の状況に応じたきめ細かな支援策を総合的に充実させるよう、要望します。
- ・児童虐待（平成25年度相談対応件数73,802件）が増え続けています。対応には、児童相談所、児童福祉施設、民生委員・児童委員、医療機関、教育機関等の関係機関の連携強化とともに、要保護児童対策地域協議会の一層の充実が不可欠です。国が責任をもって、人員配置や職員の専門性の向上等を図るよう、要望します。

8. 福祉サービスの質の向上と権利擁護の強化

(1) 福祉サービスの質の向上の推進の強化

- ・利用者の権利擁護の観点から福祉サービスの質の向上を図ることはもとより、福祉人材の確保・定着においても、福祉施設・事業所における第三者評価事業の受審や、苦情解決体制の整備の促進が必要です。
- ・第三者評価事業については、福祉施設・事業所における受審率の数値目標をもって受審促進を図る必要があり、それに応じていくためには全国、都道府県段階における評価機関・評価調査者の養成、研修等の拡充・強化を図られるよう、要望します。
- ・また、都道府県運営適正化委員会については、相談件数の増加と相談対応の長期化・深刻化等の状況にあり、安定して事業運営、苦情解決対応が行えるよう十分な対応体制のための財源確保が図られるよう、要望します。

9. 成年後見制度など総合的な権利擁護支援の体制整備

(1) 総合的な権利擁護体制の構築と推進（「権利擁護センター」「成年後見センター」等の設置推進）

- ・各自治体において高齢者、障害者等の枠を包括する権利擁護センター等の設置を促進し、地域住民や関係機関の総合的な支援に関するネットワークを構築するなどの権利擁護体制の整備と財源確保が図られるよう、要望します。

10. 介護・障害・児童等分野の福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化

(1) 計画的な福祉人材確保施策の推進と福祉・介護職員、保育士等の給与や労働条件の改善、働きやすい職場づくりのための施策の推進

- ・福祉・介護職員処遇改善加算等の実施状況の把握と課題整理を行うとともに、かかる加算等を全職種への適用拡大とするなど処遇改善の抜本的な対策の確立とともに、働きやすい職場づくりのための施策の推進を講じられるよう、要望します。

(2) 国における福祉の仕事のイメージアップに向けた大規模な広報

- ・地域医療介護総合確保基金のもとに、都道府県の人材確保施策の拡充が図られていくことに際し、国における福祉、介護の仕事のイメージアップのための広報活動を継続的に実施されるよう、要望します。

(3) 事業所の認証評価制度の全国的な展開

- ・労働条件の向上等に取り組む事業所を評価する認証評価制度を全国的に進める取組を、国として強力で推進されるよう、要望します。

(4) 離職する介護福祉士の再就職支援に係る情報システム等の財源確保

- ・平成29年4月施行予定の離職介護福祉士の届出制度に必要な業務システム構築及び運用のための予算を確保されるよう、要望します。その際、本年10月先行の離職看護師の届出制度のシステムと同等の機能を有するよう所要の予算確保を要望します。

(5) 社会福祉関係資格取得に必要な科目の相互活用

- ・介護福祉士、保育士、社会福祉士等の国家資格取得においては負担軽減のため、たとえば共通する科目を相互の資格取得に活用できる仕組みとするような検討を、要望します。

11. 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設関係

① 被災した社会福祉法人・福祉施設の速やかな事業再開、復興に向けた支援策の確保

- ・とりわけ原発事故により避難を余儀なくされた社会福祉法人・福祉施設、事業所の早期の事業再開について、地元自治体や法人等の意向に最大限配慮しつつ、国が強い指導力を発揮し、その実現を図られるよう、要望します。

② 事業再開・継続後の支援策の確保

- ・事業再開（継続）を果たしても、職員の確保が難しく定員までの受け入れができてな

い福祉施設・事業所も多く、地域の福祉需要に十分こたえられない現状です。これまで、全国社会福祉法人経営者協議会をはじめとする関係団体による個別の支援を継続してきていますが、国として被災地の状況に即した、真に実効性のある具体的な支援を講じられるよう、要望します。

(2) 社会福祉協議会関係

① 生活支援相談員の配置の継続と雇用条件等の向上

- ・復興公営住宅の建設の遅れ、原発事故の対応の長期化などによって、被災者の生活課題が広がり・深刻化しており、被災社協に配置されている生活支援相談員（平成27年3月現在、564人）は、被災者への訪問活動や相談支援、仲間づくりを行い、被災者の生活復旧、孤立防止、コミュニティづくりに大きな役割を果たしています。
- ・しかし、単年度の雇用契約であること、活動を継続させ専門性を高めても、福祉関連資格につながる実務経験にならないことなど、先行きの不安から退職する職員も少なくなく、増員や欠員補充のために募集をしても応募が少ないなど、その運営は厳しい状況にあります。
- ・一定期間、継続性をもって雇用ができるなど給与等も含めた処遇面の向上ができる予算措置を図るとともに、業務内容を踏まえ、たとえば社会福祉士の相談援助実習免除の実務経験となるような措置を図られるよう、要望します。

② 緊急小口資金等借入世帯に対する継続的な相談支援のための体制確保

- ・発災後、緊急小口資金（特例貸付件数 6.8万件）や生活復興支援資金等を貸し付けていますが、多くの借入世帯は生活再建の途上にあり、償還がままならないケースもみられます。こうした状況にある世帯への継続的な相談・支援のためにも十分な相談員配置の予算が必要であり、所要の予算確保を要望します。

12. 大規模災害対策・防災対策への対応の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設関係

① 大規模災害時における官民協働による支援体制の構築

- ・国、都道府県、市町村、民間企業、医療・福祉関係機関、NPOなど、すべての関係組織が総力をあげて対応できる法体系・仕組みの構築と実効性のある災害対策施策を講じられるよう、要望します。
- ・また、発災直後からの要援護者や社会福祉施設利用者等への能動的・機動的な対応

や、被災地外からの支援と被災地ニーズとの調整等について包括的・継続的に支援する大規模災害時の福祉支援体制整備を早急に図られるよう、要望します。

(2) 社会福祉協議会関係

① 大規模災害に備えた総合的な福祉救援活動の連携支援

- ・大規模災害時、都道府県社協及び全社協では、被災社協や施設への緊急支援や生活福祉資金の緊急小口貸付などを行うとともに、行政機関と連携し、被災地の市町村社協での災害ボランティアセンターなどの運営支援や、被災者の生活支援などを行う社会福祉施設、NPO・NGOなどの支援団体、当事者団体、専門職団体などとの連携や連絡調整を図ることが必要です。
- ・大規模災害に備え、全国・都道府県等の広域を単位として連携を図るために、市町村社協、都道府県社協等と関係する支援団体のネットワークの構築、災害時に派遣を行う福祉専門職チームの養成・訓練等の災害対策事業についての予算措置を図られるよう、要望します。

13.消費税再増税における低所得者対策と所得保障の一層の充実

(1) 消費税再増税における低所得者対策のさらなる充実

- ・低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、低所得者層への給付金などの十分な対応策を講じられるよう、要望します。
- ・さらに、低所得や生活困窮者のセーフティネットを拡充する観点から、生活の基盤となる住宅保障を含めた低所得対策の充実を図られるよう、要望します。
- ・障害基礎年金の引き上げや年金未受給者への対応を含め、低所得や生活困窮にある障害者等への所得保障の充実を図られるよう、要望します。

(2) 社会保障制度の横断的な自己負担軽減

- ・平成27年度の国民負担率（財務省公表）は、43.4%で過去最高となる見通しとされています。税・社会保障の負担が増加するなかで、低所得層の負担軽減措置を講じることが必要であり、マイナンバー制度の導入とあわせて、制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えたよりきめ細やかな社会保障給付を実現するため、医療・介護・保育・障害等に関する自己負担の合計額に上限を設ける「総合合算制度（仮称）」などの導入検討を図られるよう、要望します。